

国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等

■ 調達実績と環境負荷低減効果等の評価（概要）

I 国等の機関のグリーン購入調達実績

1. 調達実績の概要

令和 4 年度における国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）の機関の特定調達物品等の調達実績は、公共工事分野の品目を除く 215 品目中 171 品目（79.5%）において判断の基準を満たす物品等が 95%以上の高い割合で調達されている。グリーン購入法が施行された平成 13 年度において特定調達品目数に占める調達率¹が 95%以上の品目数の割合は 44.4%であったが、平成 16 年度以降は概ね 90%程度以上を維持しており、高い水準にある。平成 26 年度以降においては、調達率 95%以上の品目数及び割合ともに漸減傾向を示しており、令和 2 年度及び 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により減退した。令和 4 年度において調達率は前年度比でみるとやや増加に転じたところであり、全般的には引き続き高い水準を維持している。

平成 13 年度のグリーン購入法施行以降、順調にグリーン購入が進展しているところ（表 I-1 及び図 I-1 参照）であり、これは、グリーン購入法の施行により国等の機関が調達方針に基づき、特定調達物品等の計画的かつ優先的な購入に積極的に取り組んだこと、及びその結果として、特定調達物品等の市場におけるシェアが着実に拡大してきたことによる結果と評価できる。

表 I-1 調達率が 95%以上の品目数²の推移（公共工事分野の品目を除く）

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
①特定調達品目数	90	124	135	146	146	156	165	179	184	190	194
②調達率 95%以上の品目数	40	98	117	133	136	147	155	167	177	186	180
②／①割合	44.4%	79.0%	86.7%	91.1%	93.2%	94.2%	93.9%	93.3%	96.2%	97.9%	92.8%

年 度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
①特定調達品目数	194	199	200	202	202	205	205	204	205	212	215
②調達率 95%以上の品目数	187	189	183	181	182	182	185	175	166	166	171
②／①割合	96.4%	95.0%	91.5%	89.6%	90.1%	88.8%	90.2%	85.8%	81.0%	78.3%	79.5%

¹ 国等の全機関の特定調達物品等の調達量を当該特定調達品目の総調達量で除した値。

² 調達率及び品目数については、集計結果の精査を行い、遡って修正している場合がある。

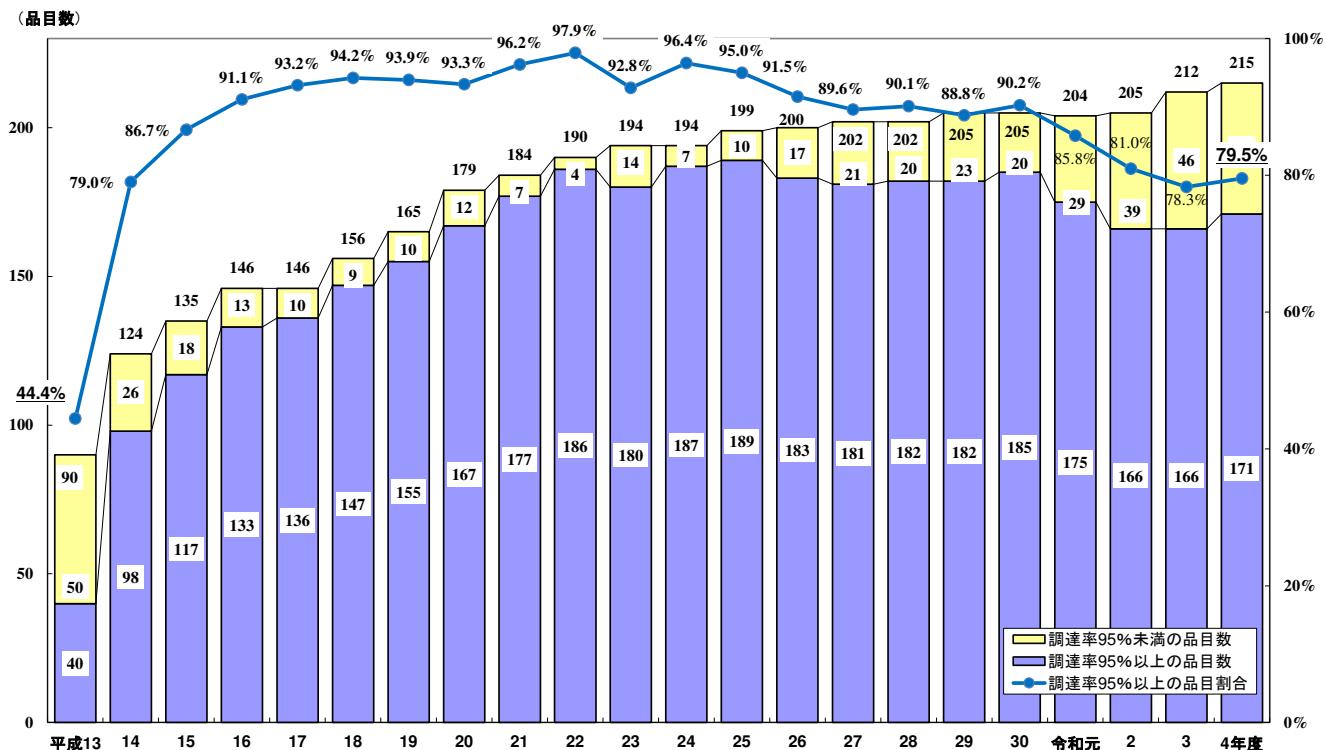


図 I-1 調達率が95%以上の品目数の推移（公共工事分野の品目を除く）

2. 主な分野における調達実績

令和4年度の主な分野における特定調達品目の調達実績は、以下のとおりである。

なお、令和3年度の調達実績と調達率が比較可能な品目について、調達率を比較したものが、表I-2である（品目ごとの比較については「資料2」の令和4年度環境物品等の調達の実績の概要を参照）。

表I-2 令和3年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較（単位：品目数）³

分野	紙類	文具類	オフィス家具等	画像機器等	電子計算機等	オフィス機器等	移動電話等	家電・エアコン等	温水器等
調達率上昇	3	23	5	0	1	1	1	1	1
ほぼ同等	3	46	4	9	2	4	1	4	1
調達率下降	1	14	1	1	1	0	1	4	2
合計	7	83	10	10	4	5	3	9	4

分野	照明	自動車等	消火器	繊維製品等	設備	災害備蓄用品	役務	ごみ袋等	合計
調達率上昇	0	0	0	7	1	5	0	0	49
ほぼ同等	3	1	0	6	3	4	15	0	106
調達率下降	1	1	1	10	1	1	3	1	44
合計	4	2	1	23	5	10	18	1	199

³ 「調達率上昇」は令和3年度との比較において特定調達物品等の調達率が1ポイント以上上昇した品目、「ほぼ同等」は調達率が±1ポイント未満の品目、「調達率下降」は調達率が1ポイント以上下降した品目。

(1) 紙類

- コピー用紙の総調達量は 42,112 ヶと、令和 3 年度の 39,675 ヶから増加。調達率は 98.9%
- 塗工されていない印刷用紙の調達率は 98.4% と前年度から 5.1 ポイント上昇。塗工されている印刷用紙の調達率は 99.4% と前年度の 58.0% から大幅に上昇

(2) 文具類、オフィス家具等

- 文具類については、85 品目中 66 品目において 95% 以上の調達率
- オフィス家具等については、10 品目すべてにおいて 95% 以上の調達率

(3) 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、移動電話等

- 画像機器等、電子計算機等については、14 品目中 13 品目において 95% 以上の調達率
- オフィス機器等については、5 品目中 4 品目において 95% 以上の調達率
- 移動電話については、携帯電話が 95.8%、PHS が 87.4%、スマートフォンが 98.7% の調達率

(4) 家電製品、エアコンディショナー等、温水機器等

- 家電製品については、すべて 95% 以上の調達率を維持
- エアコンディショナー等については、エアコンディショナーが 96.5%、ガスヒートポンプ式冷暖房機が 100%、ストーブが 94.6% の調達率
- 温水器等については、ヒートポンプ式電気温水器が 81.5%、ガス温水機器が 99.4%、石油温水機器が 95.7%、ガス調理機器が 97.4% の調達率

(5) 照明

- 照明器具については、LED 照明器具で 94.1%、LED を光源とした内照式表示灯で 99.8% の調達率
- ランプについては、蛍光ランプ（直管 40 形）で 95.5% の調達率、電球形状のランプの調達率は 94.0%

(6) 自動車等

- 自動車については、令和 3 年度より乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタの 6 品目に分割し、2 段階の判断の基準（基準値 1 は電動車等）を適用していたが、令和 4 年度において乗用車はすべて電動車等に判断の基準を統一
- 電動車等及び電動車等以外で調達量を集計したところ、電動車等の調達が 2,409 台、電動車等以外の調達が 1,462 台と電動車等の調達率が 62.2%
 - ✓ 乗用車は 3,389 台を調達。うち 2,301 台が電動車等で電動車等の割合は 67.9%

(7) 繊維製品等

- 制服の調達率は、令和 3 年度が 96.7%、令和 4 年度が 94.5% とやや下がったものの、高い水準を維持

- カーテンは 98.0%、タフテッドカーペットは 99.7%、織じゅうたんは 99.2%といずれも極めて高い調達率。一方、タイルカーペットは 70.7%と前年から調達率が大きく低下
- 毛布、ふとん、マットレスの寝具は、いずれも 95%以上の高い調達率

(8) 設備

- 太陽光発電システムの導入設備容量は 47kW
- エネルギー管理システムは、3 件の調達。今後の調達件数の拡大を期待
- 日射調整フィルムについては、4,283 m²が調達され、調達率は 100%
- 令和 4 年度から新たに特定調達品目に追加された 2 品目の調達実績は以下のとおり
 - ✓ テレワーク用ライセンスは 126 千件調達され、すべてが特定調達物品等
 - ✓ Web 会議システムは総調達量は 9,154 件、うち 9,149 件が特定調達物品等であり、調達率は 99.9%

(9) 災害備蓄用品

- 災害備蓄用品については、例年の調達量の水準であり、全 10 品目のうち、7 品目の調達率が 95%以上
- 非常用携帯燃料及び非常用携帯電源は 95%を下回っており、他の品目に比べ相対的に低い状況

(10) 公共工事

- 調達可能な地域や数量が限られている場合やコストの問題等により、特定調達物品等の割合が低いものがあるが、事業ごとの特性による使用可能な範囲において積極的な調達が行われている

(11) 役務

- 役務については、印刷機能等提供業務を除く品目で 95%以上の調達率
- 庁舎管理の総調達量は 6,129 件、うち 6,045 件が特定調達物品等であり、調達率は 98.6%
- 輸配送の調達率はほぼ 100%、旅客輸送（自動車）は 98.4%、引越輸送は、99.8%といずれも極めて高い調達率
- 飲料自動販売機設置については、缶・ボトル飲料自動販売機 99.9%、紙容器飲料自動販売機 99.1%、カップ式飲料自動販売機は 100%と極めて高い調達率
- 会議運営の総調達量は 2,048 件、うち 2,025 件が特定調達物品等であり、調達率は 98.8%
- 印刷機能等提供業務の総調達量は 9,465 件、うち 8,148 件が特定調達物品等であり、調達率は 86.0%

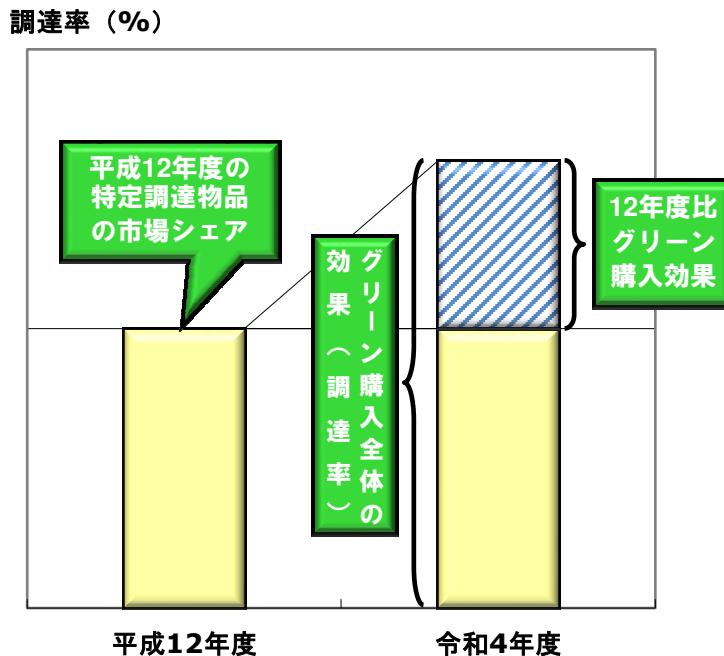
(12) ごみ袋等

- プラスチック製ごみ袋の総調達量は 82,733 千枚、うち 69,005 千枚が特定調達物品等であり、調達率は 83.4%

II 国等の機関のグリーン購入の実施による環境負荷低減効果

1. 温室効果ガス排出削減効果

令和4年度において国等の機関が調達した特定調達物品等による温室効果ガス排出削減量を算定可能な品目を選択し、試算を行った。なお、排出削減効果の試算は、原則として以下の2つの場合について行った。



図II-1 温室効果ガス排出削減効果の試算のイメージ

- ① グリーン購入法施行前の平成12年度における各特定調達物品等の市場占有率と令和4年度における国等の機関の当該物品調達率との差から試算されるグリーン購入による温室効果ガス排出削減量
- ② 令和4年度における国等の特定調達物品等の調達率から試算されるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量⁴

なお、画像機器等、家電製品、自動車、設備等の使用段階において二酸化炭素排出削減効果が現れる品目については、使用期間全体（当該製品の購入時点から想定使用年数分）における二酸化炭素削減量についても、併せて試算した。

試算結果は、表II-1のとおりであり、

- ① 令和4年度における平成12年度との市場占有率の差から試算される国等の機関のグリーン購入による温室効果ガス排出削減効果は、合計で32,420t-CO₂（家庭からの二酸化炭素排出量⁵の約18.2千人分に相当）

⁴ 画像機器等、電子計算機等、家電製品、自動車、設備等の使用段階において二酸化炭素排出削減効果が現れる品目については、調達時期にかかわらず、1年間使用されたものと想定し、二酸化炭素削減量を試算している。一方、グリーン購入全体の温室効果ガス削減量については、年間を通して当該品目が均等に調達されたものと想定して試算している（半年間使用されたものと想定して削減効果を試算）。

⁵ 2021（令和3）年度【確報値】における我が国の家庭からの1人当たり二酸化炭素排出量は約1.78t-CO₂/人。家庭からの排出量は、家庭部門、運輸（旅客）部門の自家用乗用車（家計寄与分）、廃棄物（一般廃棄物（事業系

② 令和 4 年度におけるグリーン購入全体の温室効果ガス排出削減量は、合計で 239,196t-CO₂（家庭からの二酸化炭素排出量の約 135 千人分に相当）

と試算された。

また、想定使用年数分を考慮した排出削減効果は、合計で 154,864t-CO₂（家庭からの二酸化炭素排出量の約 87.1 千人分に相当）と試算された（平成 18 年度以降の削減効果の推移については図 II-2 参照。）。

特に、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、国等における特定調達品目の総調達量及び特定調達物品等の調達量が大きく減少した品目も多く、結果として温室効果ガス排出削減効果が例年に比べ低下したもの、調達量の減少は省資源に寄与しているものと考えられる。

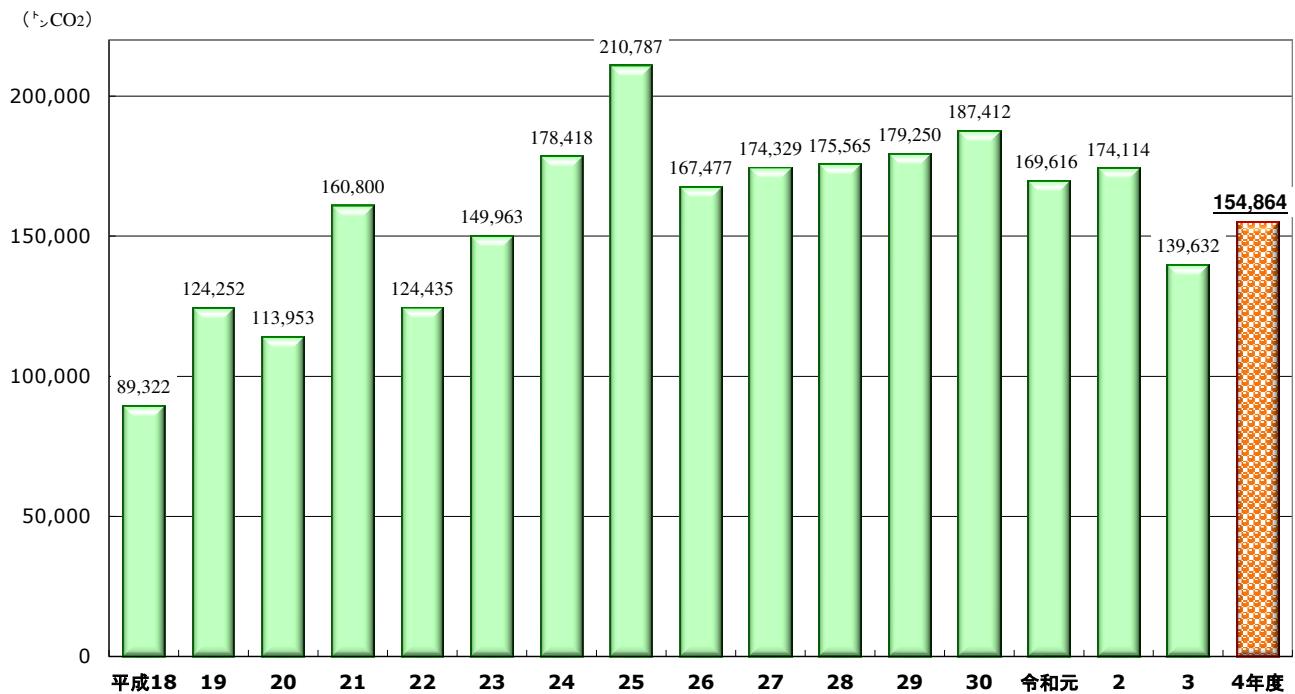
表 II-1 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果の試算

分野・品目等	削減効果の試算内容	温室効果ガス排出削減量 (t-CO ₂ 換算)		
		年間削減量	使用年数	削減量合計
プラスチック製文具	焼却処理に伴う排出削減	620	—	620
ダストブロワー	HFC134aからノンフロンへの代替	16,645	—	16,645
コピー機等	電気の使用に伴う排出削減	299	5	1,496
ファクシミリ	電気の使用に伴う排出削減	61	5	303
家電製品	電気の使用に伴う排出削減	1,644	10	16,435
エアコンディショナー	電気の使用に伴う排出削減	1,130	10	11,303
LED 照明器具	電気の使用に伴う排出削減	6,624	10	66,236
電球形LEDランプ	電気の使用に伴う排出削減	925	10	9,249
電球形蛍光ランプ	電気の使用に伴う排出削減	648	5	3,238
自動車（乗用車）	走行に伴う排出削減	1,759	7	12,316
乗用車用タイヤ	転がり抵抗低減による燃費向上	51	3	152
制服・作業服	再生PET樹脂の使用	23	—	23
インテリア・寝装寝具	再生PET樹脂の使用	24	—	24
作業手袋	再生PET樹脂の使用	98	—	98
太陽光発電システム	システム導入に伴う排出削減	22	15	324
高炉セメント	工業プロセスに伴う排出削減	0	—	0
変圧器	使用に伴う排出削減	734	20	14,678
屋上緑化	屋上緑化に伴う排出削減	23	15	347
プラスチック製ごみ袋	焼却処理に伴う排出削減	1,071	—	1,071
合計	—	32,420	—	154,864

注 1：ダストブロワーについては特定調達品目に追加される前年度の平成 15 年度比の削減効果を試算

注 2：テレビジョン受信機については平成 20 年度比の削減効果を試算

一般廃棄物を含む））部門で計上された排出量、及び水道からの排出量を合算したもの。資料：国立研究開発法人国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス（令和 3 年 4 月）



図Ⅱ-2 国等の関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果の試算結果
(過去17年間)の比較

2. 主な品目の市場形成状況

主な品目の市場形成状況は、以下のとおりである。（詳細は「資料2」3. 参照）

（1）文具類

- 全般的には、令和4年度においても堅調に推移しており、文具類については、国等の機関による初期需要の創出というかたちで、グリーン購入法の効果が市場に顕著に現れているものと考えられる

（2）オフィス家具等

- オフィス家具（いす、机）については、市場における特定調達物品等の占有率が9割を超える状況にあり、今後、より環境に配慮した製品に市場を転換する観点から、平成29年度に判断の基準等の見直しを実施した。令和4年度の定期見直しにおいて、環境負荷低減の観点から、新規に2品目の追加及び判断の基準等の改定を行ったところであり、今後の市場動向の推移を注視する必要がある

（3）照明

- 蛍光ランプ（40形直管）の国内における特定調達物品等の供給量及び市場における特定調達物品等の占有率は、堅調に増加してきたが、平成23年度以降供給量が減少し、LED照明器具・LEDランプへの切り替えが急速に進展しており、フローでは照明器具のほぼすべてがLED照明器具に切り替わっている

3. 国及び地方公共団体の取組による市場形成効果拡大の期待

公共工事の高炉セメントのように、年によっては国等の機関の調達量が市場における特定調達物品等の2割以上を占める品目については、直接的な市場形成に大きく貢献している。また、文具類のように、国等の機関の調達量が特定調達品目の3%に満たない品目についても、平成12年度から令和4年度にかけて国内出荷量等に占める特定調達物品等の割合が倍増するなど急伸している。これは、国等の機関のグリーン購入の推進による初期需要の創出が、大きな要因となっているものと考えられる。

地方公共団体は、国の約3倍の経済活動を行っており、国と合わせると我が国の国内総支出の約4分の1を占めている。また、国及び地方公共団体は、他の主体にも大きな影響力を有し、これらが果たす役割は極めて大きいものと考えられ、国はもとより、地方公共団体も率先してグリーン購入を推進することにより、我が国全体の環境物品等への需要の転換・莫大な波及効果を市場にもたらすことが期待される。

国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等

■ 調達実績と環境負荷低減効果等の評価（詳細）

1. 国等の機関によるグリーン購入調達実績

（1）令和4年度の調達実績

国等の機関による令和4年度の特定調達品目（国等の機関が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）のうち、物品及び役務の調達実績については「令和4年度環境物品等の調達の実績の概要（物品及び役務）」、公共工事の調達実績については「令和4年度環境物品等の調達の実績の概要（公共工事）」のとおりである。

令和4年度においては、大半の特定調達品目において判断の基準を満たす物品等が95%以上の高い割合（公共工事分野の品目を除く 215 品目中 171 品目（79.5%））で調達されており、令和3年度に比べ1.2ポイント増加し、引き続き、高い調達レベルを維持している。各分野別の調達状況の概要是、以下のとおり。

① 物品及び役務

紙類については、令和4年度のコピー用紙の調達率は98.9%であり、令和3年度（98.7%）を上回る極めて高い水準となっている。また、紙類全体の調達量については、平成20年度の77,593トン¹から令和4年度の50,252トンと35.2%の減少となっている²。紙類全体の調達量については、東日本大震災の影響が少なからずあったと考えられる平成23年度の調達量56,965トンがボトムとなっていたが、その後、平成24年度、25年度と2年連続で調達量が増加した。平成26年度以降は減少傾向に転じたところであるが、令和元年度は平成30年度比13.6%の増加（特にトイレットペーパー及びティッシュペーパーの衛生用紙の調達量が増加）となった。ペーパレス化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響等によるテレワークの拡大により、令和2年度に再び減少（令和元年度比11.2%減少）に転じ、2年連続で減少し、経年の傾向として

¹ 紙及び紙製品については、平成20年1月に発覚した古紙パルプ配合率の偽装により、平成20年度においては準特定調達物品等（第1四半期については、次の①～④のいずれかに該当するもの、第2四半期以降については⑤に該当するものをいう。①事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を、自ら申し出ているもの（いわゆるオフセットなど）、②事業者が、不足する環境価値に対応するため、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品による旨を、自ら申し出ているもの、③前記①または②に類似する環境に配慮した措置がとられているもの、④新規契約を要する場合に、特定調達物品等及びオフセット宣言された製品が存在しない場合にあっては、極力古紙パルプ配合率の高い製品又は森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用したバージンパルプなどを配合した製品、⑤新規契約を要する場合に特定調達物品等が存在しない場合、極力古紙パルプ配合率の高い製品又は森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用したバージンパルプなどを配合した製品）の調達量を別途集計しているが、全機関の実績値の集計に当たっては、特定調達物品等と合算している。

² ジアゾ感光紙については、平成21年度より特定調達品目から削除されているが、当該品目の総調達量は13トン程度であり紙類全体の調達量への影響は少ない。

は減少方向であるが、令和 4 年度に再び増加（令和 3 年度比 4.8% 増加）に転じている。調達量の増減傾向については、今後の動向を引き続き注視する必要がある。

文具類については、令和 4 年度の特定調達品目 85 品目のうち、令和 3 年度と比較可能な 83 品目中 69 品目において、令和 3 年度と同等ないし同等以上の調達率となっており、67 品目については 95% 以上の調達率である。また、オフィス家具等については、10 品目すべてが 95% 以上の調達率となっている。

画像機器等はすべての品目、電子計算機等は記録用メディアを除く品目、オフィス機器等は掛時計を除く品目、移動電話は PHS を除く品目、家電製品はすべての品目、エアコンディショナー等はすべての品目、温水器等はヒートポンプ式電気給湯器を除く品目、照明は LED 照明器具（投光器及び防犯灯を除く）及び電球形状のランプを除く品目について 95% 以上の高い調達率となっている。

また、令和元年度の調達より 2 段階の判断の基準を設定しており、令和 4 年度においては電気冷蔵庫等 3 品目、エアコンディショナー（業務用）、LED 照明器具（投光器及び防犯灯を除く）、乗用車を除く自動車 5 車種（5 品目）、乗用車用タイヤ及び太陽熱利用システムの 12 品目が対象となっている。令和 4 年度の発注実績は、基準値 1 による発注が、電気冷蔵庫等 3 品目が 78.2%（6,743 台/8,622 台）、エアコンディショナー（業務用）が 84.4%（2,767 台/3,278 台）、LED 照明器具が 86.8%（123,656 台/142,395 台。投光器・防犯灯を除く）、乗用車を除く 5 車種が 22.4%（108 台/482 台）、乗用車用タイヤが 54.6%（8,157 本/14,938 本）及び太陽熱利用システムが 27.7%（48 m²/173 m²）となっている。2 段階の判断の基準の設定品目については、電動車等の調達が困難な乗用車以外の 5 品目及び太陽熱利用システムが相対的に低くなっているが、国等の機関において、より高い環境性能である基準値 1 による調達が積極的に実施されていることが示された。

繊維製品（制服・作業服等、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品）については、6 品目（制服、タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、ベッドフレーム、ブルーシート、旗及びのぼり）が 95% を下回っているが、全般的には例年と同水準となっている。

設備のうち、太陽光発電システムの導入設備容量は 47kW と令和 3 年度に引き続き積極的な導入が図られている。燃料電池については 15kW、太陽熱利用システムについては 173 m² が調達されており、引き続き積極的な調達が望まれる。

災害備蓄用品については、10 品目のうち、非常用携帯燃料及び非常用携帯電源が 95% を下回っているが、他の 8 品目は高い水準で調達されている。

役務については、全ての品目で 95% 以上の高い調達率となっている。

ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋の総調達量は 82.7 百万枚、うち 69.0 百万枚が特定調達物品等であり、調達率は 83.4% となっている。

② 公共工事

公共工事については、調達可能な地域や数量が限られている場合やコストの問題等により、特定調達物品等の調達率が低いものがあるが、基本方針において以下のとおり定めているところであり、事業ごとの特性による使用可能な範囲において積極的な調達が推進されている。また、事業の目的等により使用できる資材等が異なるため、単純な比較はできないものの、過去

の実績と比較すると特定調達物品等の調達率は概ね横ばいの状況にある。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

(2) 平成 12 年度以前からの取組の進展

平成 7 年 6 月に閣議決定された「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（以下「率先実行計画」という。）に基づき、各省庁については平成 12 年度までの調達実績の把握を行ってきた。

コピー用紙及び一般公用車について、率先実行計画からの調達状況の推移を示すと図 1-1 及び図 1-2 のとおりである。

① コピー用紙

コピー用紙については、調達実績が、平成 7 年度から定常的に向上しており、グリーン購入法が施行された平成 13 年度においては 92.6%、平成 14 年度から平成 16 年度は 98.5%、平成 17 年度は 98.9%、平成 18 年度は 98.6% と極めて高い水準に達していた。しかし、平成 20 年 1 月に古紙パルプ配合率偽装問題が発覚しているため、平成 18 年度以前のデータについてはその影響があることに注意が必要である。古紙パルプ配合率偽装問題発覚後に集計した平成 19 年度は 95.2% と低下したが、平成 20 年度以降回復し、平成 22 年度及び平成 23 年度は 99.3% と過去最高の水準となった。令和 4 年度においても 98.9% と引き続き極めて高い調達率を維持している。

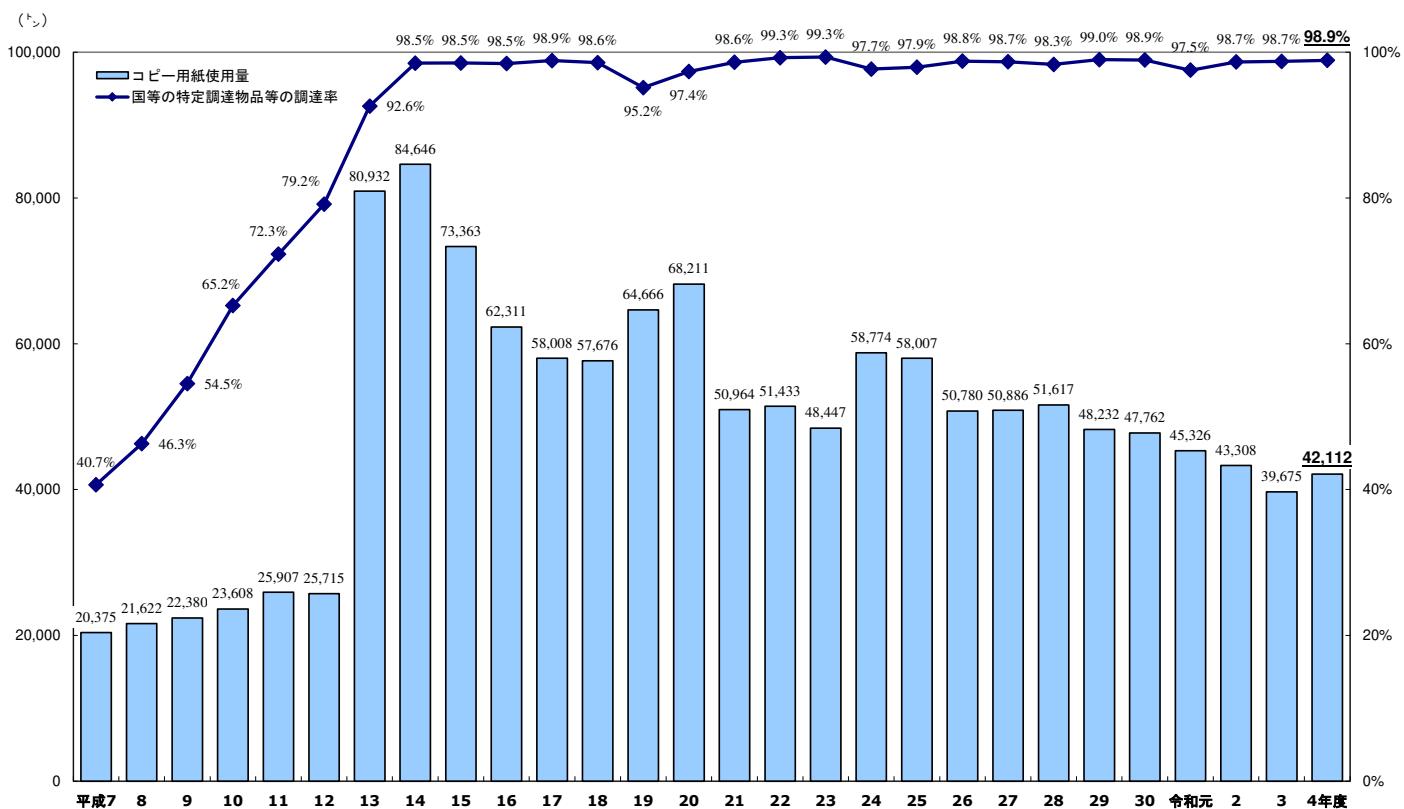


図 1-1 国等の機関によるコピー用紙使用量及び調達率の推移³

³ 平成 12 年度までは、率先実行計画実施状況調査において把握された数値。コピー用紙の使用量の集計対象機関は各省庁のみであり、平成 13 年度以降のグリーン購入法による集計対象機関とは異なる。なお、平成 12 年度まではコピー用紙の使用量及び再生パルプの使用量を把握していたことから、折れ線グラフは再生パルプの配合割合を示しており、参考数値である。

また、平成 14 年度をピークにコピー用紙の総調達量も 4 年連続で大幅に減少してきたが、平成 19 年度から調達量が増加に転じ、平成 20 年度は 68,211 ヶの調達量となった。しかし、平成 21 年度は 50,964 ヶと前年度比 25.3% の大幅な削減が図られ、東日本大震災の影響が少なからずあると考えられる平成 23 年度は 48,447 ヶとグリーン購入法の施行後において最も少ない調達量となった。平成 24 年度は平成 23 年度比約 1.1 万ヶの増加、平成 25 年度も前年度比でほぼ横ばいであったが、平成 26 年度に減少に転じて以降、平成 27 年度は 50,886 ヶ、平成 28 年度は 51,617 ヶ、平成 29 年度は 48,232 ヶ、平成 30 年度は 47,762 ヶ、令和元年度は 45,326 ヶ、令和 2 年度は 43,308 ヶと平成 29 年度以降は平成 23 年度を下回る調達量であったが、令和 4 年度は 42,112 ヶと前年度の調達量（39,675 ヶ）から 6.1% の増加となった。

② 一般公用車

一般公用車については、原則として、政府のすべての一般公用車について、平成 14 年度以降 3 年を目途にこれを低公害車に切り替えることが平成 13 年 5 月に内閣総理大臣より指示され、これに向けて低公害車への切り替えが行われた結果、平成 16 年度において低公害車への切り替えが完了し、平成 17 年度以降は政府の一般公用車すべてが低公害車となっている。

率先実行計画より一般公用車への導入を進めてきた低公害車 4 車種（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車⁴及びハイブリッド自動車）及びグリーン購入法において一般公用車の切り替え対象車種として定めている低燃費かつ排出ガス 75% 低減レベルの自動車⁵が一般公用車の保有台数に占める割合は、グリーン購入法が施行された平成 13 年度においては 18.9% であったが、平成 14 年度に 45.5%、平成 15 年度に 72.9%、そして上記のとおり、平成 16 年度に 100% となり、平成 17 年度以降も 100% を維持している。

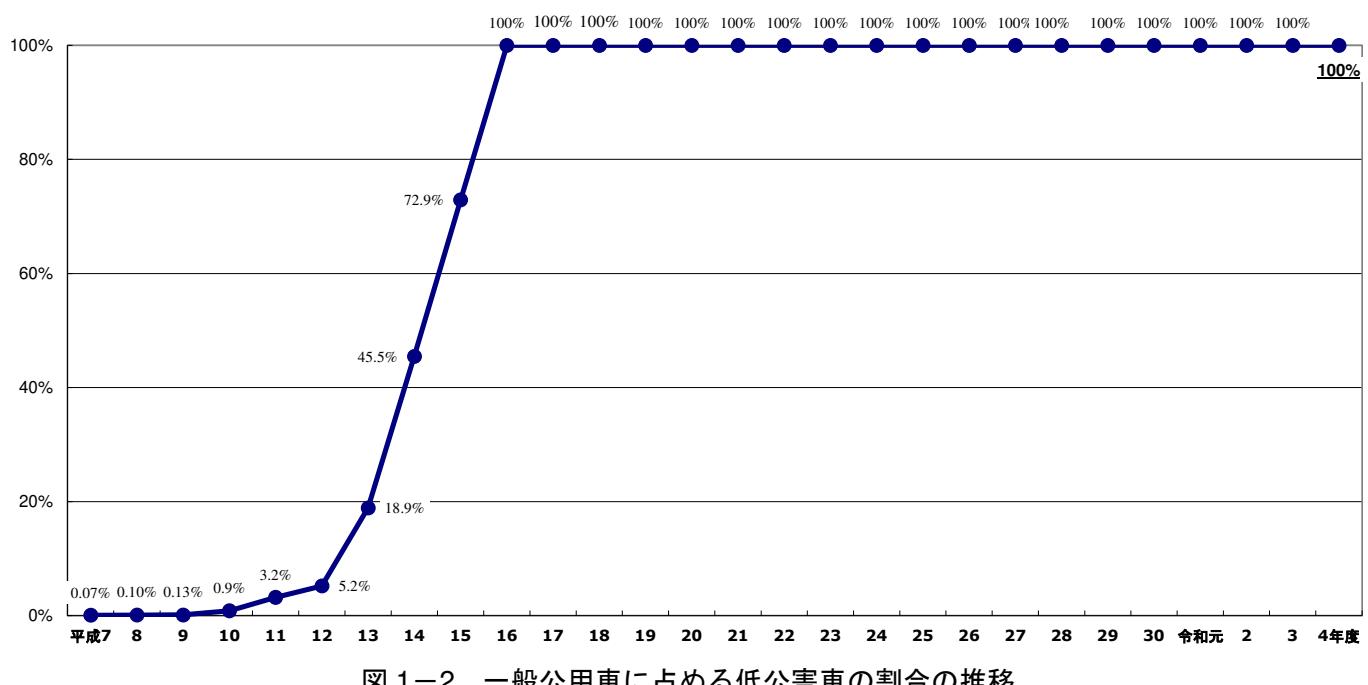


図 1-2 一般公用車に占める低公害車の割合の推移

⁴ メタノール自動車については、平成 24 年 2 月の判断の基準の見直しにより、特定調達物品等から除外。

⁵ 令和 4 年 2 月の判断の基準の見直しにより、2050 年カーボンニュートラルに向けて自動車の電動化の推進を図る観点から、乗用車については、すべて電動車等とすることとされた。

令和4年度環境物品等の調達の実績の概要（物品及び役務）

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥令和3年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧令和3年度の 調達率	⑨調達率 増減
紙類	(7)コピー用紙	100 %	42,112 トン	41,644 トン	98.9 %	468 トン	39,675 トン	106 %	98.7 %	→
	フォーム用紙	100 %	94 トン	92 トン	98.3 %	2 トン	101 トン	93 %	98.0 %	→
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100 %	51 トン	48 トン	94.7 %	3 トン	45 トン	113 %	97.0 %	↓
	塗工されていない印刷用紙	100 %	2,340 トン	2,302 トン	98.4 %	38 トン	1,474 トン	159 %	93.3 %	↑
	塗工されている印刷用紙	100 %	727 トン	723 トン	99.4 %	4 トン	597 トン	122 %	58.0 %	↑
	トイレットペーパー	100 %	4,500 トン	4,453 トン	99.0 %	47 トン	5,721 トン	79 %	98.5 %	→
	ティッシュペーパー	100 %	429 トン	405 トン	94.5 %	24 トン	329 トン	130 %	93.1 %	↑
文具類	(85)シャーペンシル	100 %	320,600 本	320,323 本	99.9 %	277 本	226,280 本	142 %	99.3 %	→
	シャーペンシル替芯	100 %	222,386 個	220,893 個	99.3 %	1,493 個	182,324 個	122 %	99.8 %	→
	ボールペン	100 %	2,078 千本	2,057 千本	99.0 %	21 千本	1,706 千本	122 %	98.9 %	→
	マーキングペン	100 %	2,077 千本	2,034 千本	97.9 %	43 千本	1,886 千本	110 %	98.2 %	→
	鉛筆	100 %	686,985 個	673,937 個	98.1 %	13,048 個	704,703 個	97 %	98.2 %	→
	スタンプ台	100 %	41,005 個	40,940 個	99.8 %	65 個	46,173 個	89 %	98.3 %	↑
	朱肉	100 %	35,038 個	34,676 個	99.0 %	362 個	40,124 個	87 %	99.2 %	→
	印章セット	100 %	5,986 個	5,942 個	99.3 %	44 個	7,593 個	79 %	99.3 %	→
	印箱	100 %	1,415 個	1,389 個	98.2 %	26 個	1,837 個	77 %	98.1 %	→
	公印	100 %	2,957 個	2,936 個	99.3 %	21 個	3,290 個	90 %	98.2 %	↑
	ゴム印	100 %	717,758 個	705,184 個	98.2 %	12,574 個	729,223 個	98 %	98.1 %	→
	回転ゴム印	100 %	22,966 個	22,806 個	99.3 %	160 個	26,460 個	87 %	95.3 %	↑
	定規	100 %	112,731 個	111,552 個	99.0 %	1,179 個	174,020 個	65 %	99.3 %	→
	トレー	100 %	68,426 個	66,010 個	96.5 %	2,416 個	74,682 個	92 %	96.8 %	→
	消しゴム	100 %	371,379 個	369,167 個	99.4 %	2,212 個	302,279 個	123 %	99.1 %	→
	ステープラー(汎用型)	100 %	53,707 個	52,817 個	98.3 %	890 個	58,543 個	92 %	98.1 %	→
	ステープラー(汎用型以外)	100 %	5,674 個	5,631 個	99.2 %	43 個	8,285 個	68 %	99.0 %	→
	ステープラー針リムーバー	100 %	35,420 個	30,905 個	87.3 %	4,515 個	32,318 個	110 %	98.0 %	↓
	連射式クリップ(本体)	100 %	7,862 個	7,510 個	95.5 %	352 個	25,819 個	30 %	99.1 %	↓
	事務用修正具(テープ)	100 %	133,868 個	131,251 個	98.0 %	2,617 個	134,285 個	100 %	98.3 %	→
	事務用修正具(液状)	100 %	6,962 個	6,849 個	98.4 %	113 個	9,519 個	73 %	98.5 %	→
	クラフトテープ	100 %	165,018 個	151,402 個	91.7 %	13,616 個	176,891 個	93 %	93.2 %	↓
	粘着テープ(布粘着)	100 %	438,143 個	413,491 個	94.4 %	24,652 個	403,952 個	108 %	93.5 %	→
	両面粘着紙テープ	100 %	129,386 個	125,190 個	96.8 %	4,196 個	100,350 個	129 %	97.6 %	→
	製本テープ	100 %	78,035 個	65,188 個	83.5 %	12,847 個	93,080 個	84 %	84.8 %	↓
	ブックスタンド	100 %	41,284 個	38,323 個	92.8 %	2,961 個	48,531 個	85 %	91.6 %	↑
	ペンスタンド	100 %	3,333 個	3,191 個	95.7 %	142 個	4,078 個	82 %	97.4 %	↓
	クリップケース	100 %	7,895 個	6,915 個	87.6 %	980 個	8,741 個	90 %	89.7 %	↓
	はさみ	100 %	48,546 個	46,481 個	95.7 %	2,065 個	56,461 個	86 %	98.1 %	↓
	マグネット(玉)	100 %	136,330 個	135,098 個	99.1 %	1,232 個	142,358 個	96 %	98.1 %	→
	マグネット(バー)	100 %	56,690 個	54,503 個	96.1 %	2,187 個	63,156 個	90 %	96.8 %	→
	テープカッター	100 %	7,539 個	7,417 個	98.4 %	122 個	8,103 個	93 %	98.1 %	→
	パンチ(手動)	100 %	16,397 個	15,755 個	96.1 %	642 個	17,327 個	95 %	96.7 %	→
	モルトケース(紙めぐり用スponジケース)	100 %	2,146 個	2,137 個	99.6 %	30 個	2,486 個	86 %	99.7 %	→
	紙めぐりクリーム	100 %	11,096 個	11,061 個	99.7 %	35 個	10,601 個	105 %	98.7 %	↑
	鉛筆削(手動)	100 %	10,108 個	9,864 個	97.6 %	244 個	2,747 個	368 %	98.5 %	→
	OAクリーナー(ウエットタイプ)	100 %	88,450 個	82,379 個	93.1 %	6,071 個	108,714 個	81 %	94.4 %	↓
	OAクリーナー(液タイプ)	100 %	1,917 個	1,895 個	98.9 %	22 個	3,092 個	62 %	68.7 %	↑
	ダストプロワー	100 %	26,108 個	25,885 個	99.1 %	223 個	26,241 個	99 %	99.7 %	→
	レターケース	100 %	10,450 個	10,163 個	97.3 %	287 個	14,513 個	72 %	94.7 %	↑
	メディアケース	100 %	247,557 個	202,376 個	81.7 %	45,181 個	230,828 個	107 %	74.5 %	↑

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥令和3年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧令和3年度の 調達率	⑨調達率 増減
	マウスパッド	100 %	29,885 個	26,574 個	88.9 %	3,311 個	30,715 個	97 %	96.5 %	↓
	OAフィルター(枠あり)	100 %	2,934 個	2,774 個	94.5 %	160 個	1,505 個	195 %	98.0 %	↓
	丸刃式紙裁断機	100 %	564 台	529 台	93.8 %	35 台	844 台	67 %	79.1 %	↑
	カッターナイフ	100 %	57,369 個	56,673 個	98.8 %	696 個	44,589 個	129 %	98.5 %	→
	カッティングマット	100 %	10,307 個	10,153 個	98.5 %	154 個	9,867 個	104 %	99.0 %	→
	デスクマット	100 %	24,778 個	24,328 個	98.2 %	450 個	30,773 個	81 %	98.9 %	→
	OHPフィルム	100 %	40,456 個	39,264 個	97.1 %	1,192 個	28,411 個	142 %	88.7 %	↑
	絵筆	100 %	15,771 個	15,267 個	96.8 %	504 個	13,888 個	114 %	97.3 %	→
	絵の具	100 %	8,237 個	8,025 個	97.4 %	212 個	5,747 個	143 %	97.5 %	→
	墨汁	100 %	732 個	715 個	97.7 %	17 個	1,019 個	72 %	98.4 %	→
	のり(液状)(補充用を含む。)	100 %	59,248 個	58,915 個	99.4 %	333 個	59,821 個	99 %	99.5 %	→
	のり(澱粉のり)(補充用を含む。)	100 %	3,139 個	3,136 個	99.9 %	3 個	4,837 個	65 %	99.9 %	→
	のり(固形)(補充用を含む。)	100 %	303,023 個	300,200 個	99.1 %	2,823 個	305,977 個	99 %	99.3 %	→
	のり(テープ)	100 %	378,204 個	376,651 個	99.6 %	1,553 個	334,222 個	113 %	99.1 %	→
	ファイル	100 %	12,537 千冊	11,188 千冊	89.2 %	1,349 千冊	14,216 千冊	88 %	82.6 %	↑
	バインダー	100 %	536,871 冊	535,434 冊	99.7 %	1,437 冊	514,043 冊	104 %	98.8 %	→
	ファイリング用品	100 %	2,481 千個	2,427 千個	97.8 %	54 千個	3,178 千個	78 %	94.6 %	↑
	アルバム(台紙を含む。)	100 %	12,654 個	12,586 個	99.5 %	68 個	13,199 個	96 %	97.3 %	↑
	つづりひも	100 %	2,161 千個	2,113 千個	97.8 %	48 千個	1,853 千個	117 %	97.1 %	→
	カードケース	100 %	393,846 個	386,252 個	98.1 %	7,594 個	397,013 個	99 %	96.0 %	↑
	事務用封筒(紙製)	100 %	80,918 千枚	76,758 千枚	94.9 %	4,160 千枚	91,060 千枚	89 %	96.6 %	↓
	窓付き封筒(紙製)	100 %	54,184 千枚	53,018 千枚	97.8 %	1,166 千枚	51,324 千枚	106 %	98.2 %	→
	けい紙・起案用紙	100 %	109,179 個	108,035 個	99.0 %	1,144 個	183,389 個	60 %	96.5 %	↑
	ノート	100 %	498,012 冊	487,542 冊	97.9 %	10,470 冊	380,287 冊	131 %	98.3 %	→
	パンチラベル	100 %	397,185 個	321,462 個	80.9 %	75,723 個	421,798 個	94 %	68.2 %	↑
	タックラベル	100 %	2,318 千個	1,457 千個	62.9 %	861 千個	2,332 千個	99 %	63.0 %	→
	インデックス	100 %	4,581 千個	3,837 千個	83.8 %	744 千個	2,531 千個	181 %	63.9 %	↑
	付箋紙	100 %	5,039 千個	4,974 千個	98.7 %	65 千個	4,295 千個	117 %	98.6 %	→
	付箋フィルム	100 %	486,151 個	484,949 個	99.8 %	1,202 個	533,645 個	91 %	88.2 %	↑
	黒板拭き	100 %	2,159 個	2,159 個	100.0 %	0 個	2,662 個	81 %	97.7 %	↑
	ホワイトボード用イレーザー	100 %	24,106 個	23,489 個	97.4 %	617 個	22,249 個	108 %	97.0 %	→
	額縁	100 %	17,335 個	16,793 個	96.9 %	542 個	16,731 個	104 %	94.8 %	↑
	テープ印字機等用カセット	100 %	98,328 個	97,552 個	99.2 %	776 個	— 個	— %	- %	—
	テープ印字機等用テープ	100 %	103,192 個	101,790 個	98.6 %	1,402 個	— 個	— %	- %	—
	ごみ箱	100 %	38,225 個	37,195 個	97.3 %	1,030 個	25,133 個	152 %	96.3 %	→
	リサイクルボックス	100 %	7,591 個	7,045 個	92.8 %	546 個	14,567 個	52 %	96.7 %	↓
	缶・ボトルしづく機(手動)	100 %	622 個	620 個	99.7 %	2 個	1,222 個	51 %	5.4 %	↑
	名札(机上用)	100 %	15,224 個	14,719 個	96.7 %	505 個	10,107 個	151 %	95.2 %	↑
	名札(衣服取付型・首下げ型)	100 %	416,495 個	407,371 個	97.8 %	9,124 個	437,649 個	95 %	97.8 %	→
	鍵かけ(フックを含む。)	100 %	24,123 個	23,259 個	96.4 %	864 個	28,146 個	86 %	96.8 %	→
	チヨーク	100 %	426,463 本	426,283 本	100.0 %	180 本	462,835 本	92 %	100.0 %	→
	グラウンド用白線	100 %	87,446 kg	85,406 kg	97.7 %	2,040 kg	104,356 kg	84 %	100.0 %	↓
	梱包用バンド	100 %	101,246 個	45,607 個	45.0 %	55,639 個	89,770 個	113 %	78.6 %	↓

分 野	品 目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥令和3年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧令和3年度の 調達率	⑨調達率 増減
オ フ ィ ス 家 具 等 (10)	いす	100 %	140,528 脚	138,288 脚	98.4 %	2,240 脚	178,773 脚	79 %	99.0 %	→
	机	100 %	74,617 台	74,060 台	99.3 %	557 台	71,941 台	104 %	99.0 %	→
	棚	100 %	30,133 連	29,691 連	98.5 %	442 連	33,297 連	90 %	98.3 %	→
	収納用什器(棚以外)	100 %	42,033 台	41,488 台	98.7 %	545 台	50,605 台	83 %	97.2 %	↑
	ローパーティション	100 %	20,332 台	19,809 台	97.4 %	523 台	49,301 台	41 %	93.8 %	↑
	コートハンガー	100 %	2,175 台	2,141 台	98.4 %	34 台	3,011 台	72 %	92.6 %	↑
	傘立て	100 %	1,664 台	1,593 台	95.7 %	71 台	2,188 台	76 %	93.9 %	↑
	掲示板	100 %	1,774 個	1,764 個	99.4 %	10 個	1,607 個	110 %	96.3 %	↑
	黒板	100 %	270 個	262 個	97.0 %	8 個	281 個	96 %	99.6 %	↓
	ホワイトボード	100 %	10,692 個	10,382 個	97.1 %	310 個	14,442 個	74 %	96.4 %	→
画 像 機 器 等 (10)	コピー機等合計	購入								
		100 %	6,862 台	6,813 台	99.3 %	49 台	9,220 台	74 %	99.7 %	→
			16,281 台	16,241 台		40 台	15,255 台	—		—
	プリンタ等合計	購入								
		100 %	27,183 台	26,816 台	98.6 %	367 台	32,218 台	84 %	99.1 %	→
			16,108 台	16,083 台		25 台	23,039 台	—		—
	ファクシミリ	購入								
		100 %	645 台	640 台	99.2 %	5 台	1,160 台	56 %	99.3 %	→
			41 台	41 台		0 台	126 台	—		—
	スキャナ	購入								
		100 %	5,054 台	4,965 台	98.2 %	89 台	18,347 台	28 %	99.6 %	↓
			1,381 台	1,376 台		5 台	1,921 台	—		—
	プロジェクタ	購入								
		100 %	5,647 台	5,604 台	99.2 %	43 台	6,179 台	91 %	99.1 %	→
			438 台	436 台		2 台	302 台	—		—
	トナーカートリッジ	100 %	721,898 個	705,315 個	97.7 %	16,583 個	759,722 個	95 %	97.1 %	→
	インクカートリッジ	100 %	688,076 個	678,695 個	98.6 %	9,381 個	663,416 個	104 %	98.5 %	→
電 子 計 算 機 等 (4)	電子計算機合計	購入								
		100 %	214,728 台	213,237 台	99.3 %	1,491 台	246,833 台	87 %	99.0 %	→
			168,405 台	166,005 台		2,400 台	128,783 台	—		—
	磁気ディスク装置	購入								
		100 %	45,489 台	44,886 台	98.7 %	603 台	55,250 台	82 %	97.2 %	↑
			2,152 台	1,732 台		420 台	2,405 台	—		—
	ディスプレイ	購入								
		100 %	79,101 台	77,834 台	98.4 %	1,267 台	79,274 台	100 %	98.1 %	→
			45,207 台	44,722 台		485 台	41,298 台	—		—
	記録用メディア	100 %	1,171 千個	1,066 千個	91.0 %	105 千個	1,148 千個	102 %	95.7 %	↓
オ フ ィ ス 機 器 等 (5)	シュレッダー	購入								
		100 %	5,241 台	5,159 台	98.4 %	82 台	6,802 台	77 %	98.8 %	→
			132 台	132 台		0 台	103 台	—		—
	デジタル印刷機	購入								
		100 %	200 台	199 台	99.5 %	1 台	711 台	28 %	100.0 %	→
			159 台	158 台		1 台	148 台	—		—
	掛時計	100 %	7,546 個	6,813 個	90.3 %	733 個	8,437 個	89 %	89.9 %	→
	電子式卓上計算機	100 %	46,285 個	45,995 個	99.4 %	290 個	43,804 個	106 %	98.2 %	↑
	一次電池又は小型充電式電池	100 %	4,385 千個	4,259 千個	97.1 %	126 千個	3,938 千個	111 %	96.8 %	→
	うち、災害用備蓄電池として調達したもの		136,482 個	136,310 個	99.9 %	172 個	316,977 個	43 %	99.6 %	→

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足しない物品等の調達量 =③-②	⑥令和3年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧令和3年度の 調達率	⑨調達率 増減
移動電話等(3)	携帯電話	購入	100 %	4,333 台	4,152 台	95.8 %	181 台	6,263 台	69 %	96.7 % →
		リース・レンタル(新規)		7,193 台	6,699 台		494 台	5,197 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	PHS	購入	100 %	6,784 台	5,931 台	87.4 %	853 台	7,203 台	94 %	91.6 % ↓
		リース・レンタル(新規)		2,750 台	2,750 台		0 台	2,768 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	スマートフォン	購入	100 %	8,963 台	8,844 台	98.7 %	119 台	39,488 台	23 %	90.0 % ↑
		リース・レンタル(新規)		11,862 台	8,162 台		3,700 台	9,424 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
家電製品(6)	電気冷蔵庫等合計	購入	100 %	8,622 台	8,429 台	97.8 %	193 台	9,326 台	92 %	98.8 % ↓
		リース・レンタル(新規)		114 台	112 台		2 台	67 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫(基準値1で発注した物品等)	購入		6,324 台	6,180 台	97.7 %	144 台	7,207 台		99.2 % ↓
		リース・レンタル(新規)		88 台	86 台		2 台	64 台		—
		リース・レンタル(継続)								
	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫(基準値2で発注した物品等)	購入		1,622 台	1,584 台	97.7 %	38 台	1,613 台		97.3 % →
		リース・レンタル(新規)		25 台	25 台		0 台	0 台		—
		リース・レンタル(継続)								
	冷凍庫(基準値1で発注した物品等)	購入		419 台	413 台	98.6 %	6 台	325 台		98.8 % →
		リース・レンタル(新規)		1 台	1 台		0 台	1 台		—
		リース・レンタル(継続)								
	冷凍庫(基準値2で発注した物品等)	購入		257 台	252 台	98.1 %	5 台	181 台		98.9 % →
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台		0 台	2 台		—
		リース・レンタル(継続)								
	テレビジョン受信機	購入	100 %	4,495 台	4,385 台	97.6 %	110 台	5,487 台	82 %	98.7 % ↓
		リース・レンタル(新規)		3,979 台	751 台		3,228 台	1,241 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	電気便座	購入	100 %	2,093 台	2,001 台	95.6 %	92 台	2,141 台	98 %	95.2 % →
		リース・レンタル(新規)		1 台	1 台		0 台	0 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	電子レンジ	購入	100 %	5,011 台	4,893 台	97.6 %	118 台	5,017 台	100 %	97.1 % →
		リース・レンタル(新規)		61 台	61 台		0 台	50 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
エアコンディショナー等(3)	エアコンディショナー	購入	100 %	7,109 台	6,861 台	96.5 %	248 台	7,746 台	92 %	96.7 % →
		リース・レンタル(新規)		892 台	892 台		0 台	262 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	家庭用	購入		3,831 台	3,650 台	95.3 %	181 台	4,606 台		97.4 % ↓
		リース・レンタル(新規)		452 台	452 台		0 台	211 台		—
		リース・レンタル(継続)								
	業務用(基準値1で発注した物品等)	購入		2,767 台	2,755 台	99.6 %	12 台	2,824 台		95.3 % ↑
		リース・レンタル(新規)		36 台	36 台		0 台	51 台		—
		リース・レンタル(継続)								
	業務用(基準値2で発注した物品等)	購入		511 台	456 台	89.2 %	55 台	316 台		99.4 % ↓
		リース・レンタル(新規)		404 台	404 台		0 台	0 台		—
		リース・レンタル(継続)								

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足しない物品等の調達量 =③-②	⑥令和3年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧令和3年度の 調達率	⑨調達率 増減
温水器等(4)	ガスヒートポンプ式冷暖房機	購入	100 %	181 台	181 台	100.0 %	0 台	137 台	132 %	100.0 % →
		リース・レンタル(新規)		1 台	1 台		0 台	2 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	ストーブ	購入	100 %	2,213 台	2,093 台	94.6 %	120 台	2,857 台	77 %	97.9 % ↓
		リース・レンタル(新規)		160 台	160 台		0 台	4 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	ヒートポンプ式電気給湯器	購入	100 %	119 台	97 台	81.5 %	22 台	178 台	67 %	94.4 % ↓
		リース・レンタル(新規)		36 台	36 台		0 台	0 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
照 明 (4)	ガス温水機器	購入	100 %	672 台	668 台	99.4 %	4 台	544 台	124 %	98.5 % →
		リース・レンタル(新規)		1 台	1 台		0 台	0 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	石油温水機器	購入	100 %	23 台	22 台	95.7 %	1 台	8 台	288 %	100.0 % ↓
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台		0 台	0 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	ガス調理機器	購入	100 %	308 台	300 台	97.4 %	8 台	568 台	54 %	91.4 % ↑
		リース・レンタル(新規)		36 台	36 台		0 台	2 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
電球ランプ	LED照明器具	購入	100 %	144,576 台	136,107 台	94.1 %	8,469 台	108,843 台	133 %	98.1 % ↓
		リース・レンタル(新規)		88,510 台	88,510 台		0 台	7,122 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	LED照明器具(投光器、防犯灯を除く)(基準値1で発注した物品等)	購入		123,656 台	116,793 台	94.4 %	6,863 台	85,491 台		98.4 % ↓
		リース・レンタル(新規)		87,932 台	87,932 台		0 台	7,122 台		—
		リース・レンタル(継続)								
	LED照明器具(投光器、防犯灯を除く)(基準値2で発注した物品等)	購入		18,739 台	17,193 台	91.7 %	1,546 台	19,600 台		97.0 % ↓
		リース・レンタル(新規)		578 台	578 台		0 台	0 台		—
		リース・レンタル(継続)								
	投光器、防犯灯	購入	100 %	2,181 台	2,121 台	97.2 %	60 台	3,752 台	— %	97.3 % →
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台		0 台	0 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
電球形状のランプ	LEDを光源とした内照式表示灯	購入	100 %	4,829 台	4,817 台	99.8 %	12 台	3,618 台	133 %	99.2 % →
		リース・レンタル(新規)		1,372 台	1,372 台		0 台	0 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	蛍光ランプ	高周波点灯専用形(Hf)	100 %	358,085 本	346,254 本	95.5 %	11,831 本	365,135 本	98 %	95.9 % →
		ビームドストア形又はスター形		252,692 本	236,816 本		15,876 本	296,590 本	85 %	
	電球形状のランプ	LEDランプ	100 %	39,297 本	38,341 本	94.0 %	956 本	42,743 個	92 %	94.5 % →
		LED以外の電球形状ランプ		33,033 本	29,666 本		3,367 本	33,006 個	100 %	

分 野	品 目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-④	⑥令和3年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧令和3年度の 調達率	⑨調達率 増減
自 動 車 等 (8)										
	乗用車	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)	100 % 1,275 台	3,389 台 850 台	67.9 % 425 台	2,301 台 0 台	1,088 台 16 台	3,665 台 56 %	92 % 73.7 %	- -
	小型バス	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)	100 % 7 台	9 台 5 台	100.0 % 2 台	0 台 台	16 台 1 台	1,151 台 -	56 % 87.5 %	- -
	小型バス(基準値1で発注した物品等)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		0 台 0 台			台 台	1 台 0 台		
	小型バス(上記以外)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		9 台 7 台			台 台	15 台 3 台		
	小型貨物車	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)	100 % 90 台	213 台 71 台	93.0 % 198 台	15 台 19 台	293 台 80 台	73 % -	90.1 %	-
	小型貨物車(基準値1で発注した物品等)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		30 台 3 台			台 台	37 台 0 台		
	小型貨物車(上記以外)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		183 台 87 台			台 台	256 台 80 台		
	バス等	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)	100 % 12 台	101 台 10 台	95.0 % 2 台	5 台 2 台	25 台 25 台	404 % -	96.0 %	-
	バス等(基準値1で発注した物品等)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		77 台 5 台			台 台	2 台 1 台		
	バス等(上記以外)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		24 台 7 台			台 台	23 台 24 台		
	トラック等	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)	100 % 8 台	66 台 8 台	89.4 % 0 台	7 台 0 台	75 台 1 台	88 % -	93.3 %	-
	トラック等(基準値1で発注した物品等)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		1 台 0 台			台 台	3 台 0 台		
	トラック等(上記以外)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		65 台 8 台			台 台	72 台 1 台		
	トラクタ	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)	100 % 85 台	93 台 80 台	88.2 % 5 台	11 台 台	564 台 29 台	16 % -	99.5 %	-
	トラクタ(基準値1で発注した物品等)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		0 台 0 台			台 台	1 台 0 台		
	トラクタ(上記以外)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		93 台 85 台			台 台	563 台 29 台		
	合計(調達率は参考値)	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		3,871 台 1,477 台			台 台	4,638 台 1,289 台	83 % -	78.4 % -

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等 の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足 しない物品等の調達量 =③-②	⑥令和3年度の 総調達量	⑦総調達量 増減率 =②/⑥	⑧令和3年度の 調達率	⑨調達率 増減	
内訳	電気自動車	購入	24 台	24 台			23 台	104 %		-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	7 台	7 台			1 台	-			
	燃料電池自動車	購入	16 台	16 台			11 台	145 %		-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	11 台	11 台			14 台	-			
	プラグインハイブリッド自動車	購入	16 台	16 台			84 台	19 %		-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	21 台	21 台			1 台	-			
	ハイブリッド自動車	購入	2,424 台	2,420 台			2,539 台	95 %		-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	833 台	819 台			490 台	-			
	水素自動車	購入	1 台	1 台			2 台	50 %		-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	2 台	2 台			0 台	-			
	天然ガス自動車	購入	2 台	0 台			568 台	0 %		-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	80 台	80 台			0 台	-			
	クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用車)	購入	13 台	0 台			33 台	39 %		-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	7 台	0 台			19 台	-			
	上記以外の自動車	購入	1,375 台	268 台	19.5 %	1,107 台	1,378 台	100 %	27.9 %	-	
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	514 台	85 台		429 台	764 台	-			
	乗用車用タイヤ	100 %	14,938 本	14,607 本	97.8 %	331 本	18,521 本	81 %	97.8 %	→	
	基準値1で発注した物品等		8,157 本	7,959 本	97.6 %	198 本	- 本	-			
	基準値2で発注した物品等		6,781 本	6,648 本	98.0 %	133 本	- 本	-			
	2サイクルエンジン油	100 %	7,798 ℥	7,596 ℥	97.4 %	202 ℥	37,803 ℥	21 %	99.2 %	↓	
消火器 (1)	消火器	100 %	46,394 本	46,289 本	99.8 %	105 本	38,068 本	122 %	99.3 %	→	
制服・作業服等(4)	制服	100 %	246,886 着	233,421 着	94.5 %	13,465 着	334,424 着	74 %	96.7 %	↓	
	作業服	100 %	193,494 着	186,700 着	96.5 %	6,794 着	218,496 着	89 %	98.0 %	↓	
	帽子	100 %	113,758 点	113,066 点	99.4 %	692 点	143,342 点	79 %	96.9 %	↑	
	靴	100 %	122,021 足	116,561 足	95.5 %	5,460 足	56,836 足	215 %	88.5 %	↑	
イ ン テ リ ア ・ 寝 装 寝 具 (11)	カーテン	100 %	12,940 枚	12,680 枚	98.0 %	260 枚	14,005 枚	92 %	98.9 %	→	
	布製ブラインド	100 %	1,839 枚	1,828 枚	99.4 %	11 枚	936 枚	196 %	97.4 %	↑	
	金属製ブラインド	100 %	8,908 点	8,563 点	96.1 %	345 点	11,010 点	81 %	97.4 %	↓	
	タフテッドカーペット	100 %	3,748 m ²	3,738 m ²	99.7 %	10 m ²	4,984 m ²	75 %	88.7 %	↑	
	タイルカーペット	100 %	856,461 m ²	605,572 m ²	70.7 %	250,889 m ²	568,241 m ²	151 %	97.9 %	↓	
	織じゅうたん	100 %	4,461 m ²	4,425 m ²	99.2 %	37 m ²	3,385 m ²	132 %	100.0 %	→	
	ニードルパンチカーペット	100 %	22,265 m ²	20,995 m ²	94.3 %	1,271 m ²	8,088 m ²	275 %	100.0 %	↓	
	毛布(災害備蓄用を含む)	購入	100 %	14,288 枚	13,627 枚	95.4 %	661 枚	114,018 枚	13 %	99.5 %	↓
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	229,308 枚	122,850 枚		106,458 枚	26,421 枚	-			
	ふとん	購入	100 %	24,948 枚	24,798 枚	99.4 %	150 枚	128,407 枚	19 %	100.0 %	→
		リース・レンタル(新規)									
		リース・レンタル(継続)	645,202 枚	642,593 枚		2,609 枚	690,535 千枚	-			

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等の調達率 =③/②	⑤判断の基準を満足しない物品等の調達量 =③-②	⑥令和3年度の総調達量	⑦総調達量増減率 =②/⑥	⑧令和3年度の調達率	⑨調達率増減
その他繊維製品(7)	ベッドフレーム	購入	100 %	2,310 台	2,074 台	89.8 %	236 台	7,588 台	30 %	99.6 % ↓
		リース・レンタル(新規)		482 台	482 台		0 台	344 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	マットレス	購入	100 %	3,824 個	3,632 個	95.0 %	192 個	15,544 個	25 %	99.9 % ↓
		リース・レンタル(新規)		189,429 個	186,532 個		2,897 個	189,760 個	—	—
		リース・レンタル(継続)								
作業手袋(1)	作業手袋(災害備蓄用を含む)	100 %	3,241 千組	3,165 千組	97.7 %	76 千組	4,580 千組	71 %	90.8 % ↑	
設備(10)	集会用テント(災害備蓄用を含む)	購入	100 %	592 台	577 台	97.5 %	15 台	1,072 台	55 %	97.2 % →
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台		0 台	4,001 台	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	ブルーシート(災害備蓄用を含む)	購入	100 %	5,472 枚	5,187 枚	94.8 %	285 枚	24,922 枚	22 %	32.3 % ↑
		リース・レンタル(新規)		1 枚	1 枚		0 枚	0 枚	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	防球ネット	100 %	264 枚	264 枚	100.0 %	0 枚	171 枚	154 %	96.5 % ↑	
	旗	100 %	4,927 点	4,150 点	84.2 %	777 点	3,571 点	138 %	94.7 % ↓	
	のぼり	100 %	4,132 点	2,915 点	70.5 %	1,217 点	5,709 点	72 %	74.4 % ↓	
	幕	100 %	2,484 点	2,455 点	98.8 %	29 点	1,835 点	135 %	98.4 % →	
災害備蓄用品(10)	モップ	購入	100 %	30,772 点	30,325 点	98.5 %	447 点	85,289 点	36 %	98.6 % →
		リース・レンタル(新規)		20,319 点	19,894 点		425 点	18,790 点	—	—
		リース・レンタル(継続)								
	太陽光発電システム(公共・産業用)		47 kW	47 kW	100.0 %	0 kW	62 kW	76 %	100.0 % →	
	太陽熱利用システム(公共・産業用)		173 m ²	173 m ²	100.0 %	0 m ²	0 m ²	%	%	—
公共工事(70)	基準値1で発注した物品等		48 m ²	48 m ²	100.0 %	0 m ²	0 m ²	%	%	—
	基準値2で発注した物品等		125 m ²	125 m ²	100.0 %	0 m ²	0 m ²	%	%	—
	燃料電池		15 kW	15 kW	100.0 %		3 kW	498 %	100.0 %	—
	エネルギー管理システム		3 件	3 件	100.0 %		5 件	60 %	100.0 %	—
	生ごみ処理機	食堂事業者が設置								
		購入		203 台	203 台	100.0 %		9 台	2,256 %	100.0 %
		リース・レンタル(新規)								
		リース・レンタル(継続)								
	節水器具	100 %	164 個	148 個	90.2 %	16 個	310 個	53 %	99.7 % ↓	
	給水栓	100 %	4,642 個	4,627 個	99.7 %	15 個	— 個	— %	— %	—
	日射調整フィルム	100 %	4,283 m ²	4,283 m ²	100.0 %	0 m ²	10,706 m ²	40 %	98.6 % ↑	
	テレワーク用ライセンス	100 %	126,062 件	126,062 件	100.0 %	0 件	114,304 %	110 %	100.0 %	—
	Web会議システム	100 %	9,154 件	9,149 件	99.9 %	5 件	17,915 %	51 %	100.0 %	—
	災害備蓄用飲料水	100 %	1,090 千本	1,076 千本	98.7 %	14 千本	1,244 千本	88 %	98.8 % →	
	アルファ化米	100 %	603,735 個	600,833 個	99.5 %	2,902 個	786,968 個	77 %	98.8 % →	
	保存パン	100 %	151,808 個	151,654 個	99.9 %	154 個	200,151 個	76 %	98.3 % ↑	
	乾パン	100 %	203,103 個	201,357 個	99.1 %	1,746 個	150,948 個	135 %	96.1 % ↑	
	レトルト食品等	100 %	569,663 個	560,999 個	98.5 %	8,664 個	653,793 個	87 %	94.0 % ↑	
	栄養調整食品	100 %	339,462 個	335,102 個	98.7 %	4,360 個	235,770 個	144 %	98.6 % →	
	フリーズドライ食品	100 %	58,742 個	56,956 個	97.0 %	1,786 個	99,475 個	59 %	95.5 % ↑	
	非常用携帯燃料	100 %	4,522 個	3,844 個	85.0 %	678 個	10,468 個	43 %	84.2 % →	
	携帯発電機	100 %	192 台	192 台	100.0 %	0 台	293 台	66 %	96.2 % ↑	
	非常用携帯電源	100 %	524 個	468 個	89.3 %	56 個	532 個	98 %	91.4 % ↓	
公共工事(70)		別途								

分野	品目	①目標値 (最頻値)	②総調達量	③特定物品調達量	④特定調達物品等の調達率 =③)/(②)	⑤判断の基準を満足しない物品等の調達量 =③-②	⑥令和3年度の総調達量	⑦総調達量増減率 =(②)/(⑥)	⑧令和3年度の調達率	⑨調達率増減	
役務	(21)省エネルギー診断		25 件	25 件	100.0 %		39 件	64 %	100.0 %	-	
	印刷	100 %	8,691 千枚	8,686 千枚	99.9 %	6 千枚	5,864 千枚	148 %	100.0 %	→	
	食堂		227 件	224 件	98.7 %	3 件	330 件	69 %	99.7 %	-	
	自動車専用タイヤ更生		25 件	25 件	100.0 %	0 件	43 件	58 %	100.0 %	-	
	自動車整備			8,563 件							
	エンジン洗浄	100 %	8,974 件	173 件	95.4 %	411 件	8,530 件	105 %	97.6 %	↓	
	庁舎管理	100 %	6,129 件	6,045 件	98.6 %	84 件	6,372 件	96 %	99.3 %	→	
	植栽管理	100 %	3,418 件	3,354 件	98.1 %	64 件	3,414 件	100 %	99.0 %	→	
	加煙試験	100 %	256 件	254 件	99.2 %	2 件	460 件	56 %	99.6 %	→	
	清掃	100 %	33,028 件	32,784 件	99.3 %	244 件	30,108 件	110 %	99.7 %	→	
	タイルカーペット洗浄	100 %	457 件	453 件	99.1 %	4 件	841 件	54 %	99.5 %	→	
	機密文書処理	100 %	5,212 件	5,147 件	98.8 %	65 件	27,307 件	19 %	99.8 %	↓	
	害虫防除	100 %	3,321 件	3,170 件	95.5 %	151 件	3,201 件	104 %	96.1 %	→	
	輸配達	100 %	379,373 件	379,204 件	100.0 %	169 件	293,430 件	129 %	99.9 %	→	
	旅客輸送(自動車)	100 %	9,091 件	8,941 件	98.4 %	150 件	7,151 件	127 %	99.0 %	→	
	蛍光灯機能提供業務		130 件	130 件	100.0 %	0 件	118 件	110 %	100.0 %	→	
	庁舎等において営業を行う小売業務		274 件	273 件	99.6 %	1 件	257 件	107 %	99.2 %	→	
	クリーニング	100 %	99,833 件	99,670 件	99.8 %	163 件	96,232 件	104 %	99.9 %	→	
	缶・ボトル飲料自動販売機		2,637 台	2,635 台	99.9 %	2 台	2,761 台	96 %	99.8 %	→	
	飲料自動販売機設置		100 %	117 台	116 台	99.1 %	1 台	739 台	16 %	100.0 %	→
	紙容器飲料自動販売機		238 台	238 台	100.0 %	0 台	245 台	97 %	100.0 %	→	
	カップ式飲料自動販売機										
	引越輸送	100 %	1,626 件	1,623 件	99.8 %	3 件	1,394 件	117 %	99.4 %	→	
	会議運営	100 %	2,048 件	2,023 件	98.8 %	25 件	1,503 件	136 %	98.5 %	→	
	印刷機能等提供業務	100 %	9,465 件	8,143 件	86.0 %	1,322 件	9,455 件	100 %	99.9 %	↓	
ごみ袋等(1)	プラスチック製ごみ袋	100 %	82,733 千枚	69,005 千枚	83.4 %	14 千枚	79,242 千枚	104 %	84.5 %	↓	

注1：「①目標値」については、国、独立行政法人等の最頻値を記載している。

注2：「⑦総調達量増減率」は、令和4年度の品目ごとの総調達量に対する令和3年度の総調達量の増減率である。

注3：「⑧令和3年度の調達率」は、令和3年度の品目ごとの特定調達物品等の調達率である。

注4：「⑨調達率増減」は、令和3年度との比較において「↑」は特定調達物品等の調達率が上昇した品目、「→」は調達率がほぼ横這い（±1ポイント未満）の品目、「↓」は調達率が下降した品目。

注5：画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、自動車、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品等の「購入」及び「リース・レンタル（新規）」については、合算して計上している。

注6：自動車は、令和3年度より「乗用車」「小型バス」「小型貨物車」「バス等」「トラック等」「トラクタ」の6品目に細分化された。令和4年度は乗用車以外には2段階基準を適用。なお、各品目を合計した欄及び車種別の内訳を合計した欄における調達率は参考値である。

注7：「災害備蓄用品」のうち、毛布、作業手袋、テント、ブルーシートについては、通常業務において調達される物品との合計で計上している。

注8：設備の「生ゴミ処理機」及び役務の「食堂」については、合算して計上している。

令和4年度環境物品等の調達の実績の概要（公共工事）

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①／③	⑤令和3年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③合計 (= ① + ②)			
盛土材等	建設汚泥から発生した処理土	m3	238,201	715	278,231	99.7%	96.1%	↑
	土工用水碎スラグ	m3	14,803					
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m3	24,512					
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	m3	0					
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	m3	224,768	269	225,037	99.9%	90.4%	↑
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	t	1,123,531	19,726	1,162,357	98.3%	99.0%	→
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	t	750					
	中温化アスファルト混合物	t	18,350					
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	m3	4,252	474	9,204	94.9%	99.4%	↓
	フェロニッケルスラグ骨材	m3	2,204					
	銅スラグ骨材	m3	875					
	電気炉酸化スラグ骨材	m3	1,400					
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m3	53,735	35,909	1,640,308	97.8%	98.8%	→
	再生骨材等	m3	1,550,664					
小径丸太材	間伐材	m3	15,447					
混合セメント	高炉セメント	t	397,073	50,709	474,443	89.3%	95.5%	↓
	フライアッシュセメント	t	26,660					
	生コンクリート(高炉)	m3	3,106,154					
	生コンクリート(フライアッシュ)	m3	26,872					
セメント	エコセメント	個	7,415					
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	m3	2,955					
	透水性コンクリート2次製品	個	134,098					
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	kg	463,176	3,860	467,036	99.2%	100.0%	→
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	m3	17,885	468	18,353	97.5%	90.2%	↑

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①／③	⑤令和3年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③ 合 計 (= ① + ②)			
塗料	下塗用塗料(重防食)	kg	330,396	1,627	332,023	99.5%	99.5%	→
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	m2	1,229,324	815	1,230,139	99.9%	99.0%	→
	高日射反射率塗料	m2	29,112	2,005	31,117	93.6%	76.9%	↑
防水	高日射反射率防水	m2	75,958	18,632	94,590	80.3%	66.4%	↑
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	m2	11,309	556	17,128	96.8%	78.3%	↑
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	m2	5,264					
園芸資材	パークたい肥	kg	5,546,999	555	5,603,650	100.0%	100.0%	→
	下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	kg	56,096					
道路照明	LED道路照明	台	11,274	153	11,427	98.7%	94.2%	↑
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	個	838	0	838	100.0%	100.0%	→
タイル	セラミックタイル	m2	20,037	690	20,727	96.7%	90.5%	↑
建具	断熱サッシ・ドア	工事数	336					
製材等	製材	m3	2,762					
	集成材	m3	419					
	合板	m2	270,360					
		m3	181,919					
	単板積層材	m3	563					
フローリング	直交集成板	m3	330					
	フローリング	m2	56,928	372	57,300	99.4%	97.3%	↑
再生木質ボード	パーティクルボード	m2	43,357	20	43,377	100.0%	100.0%	→
	繊維板	m2	8,274	16	8,290	99.8%	98.6%	↑
	木質系セメント板	m2	6,800	38	6,838	99.4%	100.0%	→
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック複合材製品	m2	839	1	840	99.9%	100.0%	-

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①／③	⑤令和3年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③ 合 計 (= ① + ②)			
ビニル系床材	ビニル系床材	m2	379,922	3,098	383,020	99.2%	97.7%	↑
断熱材	断熱材	工事数	2,131					
照明機器	照明制御システム	工事数	793	39	832	95.3%	96.7%	↓
変圧器	変圧器	台	734	3	737	99.6%	97.6%	↑
空調用機器	吸収冷温水機	台	60	0	60	100.0%	76.2%	↑
	氷蓄熱式空調機器	台	343	0	343	100.0%	100.0%	→
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	台	475	4	479	99.2%	99.2%	→
	送風機	台	1,244	14	1,258	98.9%	57.8%	↑
	ポンプ	台	458	19	477	96.0%	98.8%	↓
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	m	85,635	27,914	113,549	75.4%	69.0%	↑
衛生器具	自動水栓	工事数	463	12	475	97.5%	98.7%	↓
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	312	0	312	100.0%	94.7%	↑
	洋風便器	工事数	823	13	836	98.4%	96.6%	↑
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	工事数	397					
	合板型枠	工事数	9,259					
建設機械	排出ガス対策型建設機械	工事数	8,036	128	8,164	98.4%	98.4%	→
	低騒音型建設機械	工事数	5,851	85	5,936	98.6%	98.1%	→
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	工事数	45	1	46	97.8%	97.6%	→
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	工事数	38	1	39	97.4%	100.0%	↓
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	工事数	362	2	364	99.5%	95.9%	↑

品目名		単位	数量			④特定調達物品等 数量割合 ①／③	⑤令和3年度 の特定調達物品等 の数量割合	⑥ 増減
品目分類	品目名		①特定調達物品等	②類似品等	③合計 (= ① + ②)			
舗装(路盤)	路上表層再生工法	工事数	198					
		m2	53,435					
	路上再生路盤工法	工事数	56					
		m2	42,212					
法面緑化工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	工事数	124					
		m2	132,364					
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	工事数	24					
舗装	排水性塗装	m ²	523,826					
	透水性舗装	m ²	101,194					
屋上緑化	屋上緑化	m ²	1,205					

注1：品目名については、令和4年度基本方針に基づく名称としている。

注2：類似品目が共通しているものは、該当する特定調達物品全体の数量割合を算出している。

注3：間伐材、エコセメント、透水性コンクリート、透水性コンクリート2次製品、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板、断熱材、再生材料を使用した型枠、合板型枠、路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法、排水性舗装、透水性舗装及び屋上緑化の特定調達物品等数量割合は、類似品目の特定が困難なため算出していない。

注4：基本方針に定める品目名「透水性コンクリート」は、透水性コンクリートと透水性コンクリート2次製品に分けて計上している。

注5：路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法の集計にあたっては、特定調達物品等の数量を工事数で計上している場合とm²で計上している場合がある。

注6：「⑥増減」は、令和3年度との比較において「↑」は特定調達物品等の調達率が上昇した品目、「→」は調達率がほぼ横這い（±1ポイント未満）の品目、「↓」は調達率が下降した品目。

2. 国等の機関によるグリーン購入の実施による環境負荷低減効果の試算

令和 4 年度において、グリーン購入法に基づき国等の機関が調達した特定調達物品等の調達実績からグリーン購入法施行前後における環境負荷低減効果を試算した結果は、以下のとおりである⁶。

(1) 文具類

① 筆記具

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率（図 3-1～図 3-4 参照）と令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算⁷すると表 2-1 のとおりであり、合計で **14.8 ‰の削減効果**となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で **40.9t-CO₂の排出削減効果**となる。

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の 40%で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/t⁸

表 2-1 国等の機関のグリーン購入の実施によるプラスチック使用削減量等の試算

品 目	平成 12 年度 市 場 占 有 率	総 調 達 量 (千本/千個)	特 定 調 達 物 品 等 調 達 量 (千本/千個)	プ ラ ス チ ク 使 用 削 減 量 (‰)	焼 却 し た 場 合 の CO ₂ 排 出 量 (t-CO ₂)
シャーフ・ヘンシル	15.7%	320.6	320.3	0.8	2.2
シャーフ・ヘンシル替芯	4.3%	222.4	220.9	0.6	1.8
ボーラーペン	13.0%	2,077.9	2,057.1	5.7	15.8
マーキングペン	16.3%	2,077.0	2,033.6	7.6	21.1
合 計	—	4,697.8	4,632.0	14.8	40.9

② ファイル、バインダー⁹

◆ 紙製ファイル及び紙製バインダー

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率（図 3-5 及び図 3-7 参照）と令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるパルプ材の削減量を試算した結果、合計で **462m³の削減効果**となる。

⁶ 紙類に係る環境負荷低減効果の試算については、古紙パルプ配合率の偽装が発覚したことから、平成 18 年度調査結果までと同様な試算や市場占有率を示すことは困難であり、平成 19 年度以降実施していない。なお、後述の 2. (9) において、原材料として使用されるパルプ材の削減量について試算を行っている。

⁷ 試算例 マーキングペン： $(2,033.6 - 2,077.0 \times 0.163) \text{ (千本)} \times 11.25 \text{ (kg/千本)} \times 0.4 = 7.6 \text{ (‰)}$

⁸ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）施行令第 3 条に定める二酸化炭素排出係数

⁹ ファイル及びバインダーについては、紙製の製品についても調達実績に基づき環境負荷低減効果を試算している。

$$\text{ファイル} : 12,537 \text{ (千冊)} \times (0.892 - 0.813) \times 274 \text{ (g/冊)} \times 3.148 \text{ (m}^3/\text{t}\text{)} \\ \times 0.741 \times 0.7 = 443 \text{ (m}^3\text{)}$$

$$\text{バインダー} : 536,871 \text{ (冊)} \times (0.997 - 0.739) \times 274 \text{ (g/冊)} \times 3.148 \text{ (m}^3/\text{t}\text{)} \\ \times 0.225 \times 0.7 = 18.8 \text{ (m}^3\text{)}$$

(参考) 合計 339t-CO₂ (=92.4t-C) の二酸化炭素固定量に相当¹⁰

【試算の前提】

- 紙及び板紙を生産するために使用したパルプの消費量は 8,128 千t_干 (令和 4 年)¹¹
- パルプ材 (原木及びチップ) の消費量は 25,583 千 m³ (令和 4 年)¹¹
⇒ パルプ 1 t_干当たりのパルプ材消費量は 3.148m³/t_干
- 品目ごとの製品の紙重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 古紙パルプ配合率は特定調達品目の判断の基準の 70%で試算
- 国等の紙製のファイル及び紙製のバインダーの購入割合は特定調達物品等の国内出荷量の割合を使用 (紙製のファイル 74.1%、紙製のバインダー 22.5%)

◆ プラスチック製ファイル及びプラスチック製バインダー

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率 (図 3-6 及び図 3-8 参照) と令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算した結果、合計で 85 t_干の削減効果となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で 235t-CO₂ の排出削減効果となる。

$$\text{ファイル} : 12,537 \text{ (千冊)} \times (0.892 - 0.291) \times 100 \text{ (g/冊)} \times 0.259 \times 0.4 = 78.1 \text{ (t_干)}$$

$$\text{バインダー} : 536,871 \text{ (冊)} \times (0.997 - 0.577) \times 100 \text{ (g/冊)} \times 0.775 \times 0.4 = 7.0 \text{ (t_干)}$$

焼却処理された場合 235t-CO₂ の二酸化炭素が排出

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の 40%で試算
- 国等のプラスチック製のファイル及びプラスチック製のバインダーの購入割合は特定調達物品等の国内出荷量の割合を使用 (プラスチック製のファイル 25.9%、プラスチック製のバインダー 77.5%)
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/t_干

¹⁰ 二酸化炭素固定量は、針葉樹の容積密度 0.4、炭素含有量 0.5 で算定 (以下、紙の試算において同じ。)。林野庁「森林吸収源対策推進プラン策定要領」(平成 15 年 3 月)

¹¹ 資料: 経済産業省「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報」、日本紙類輸出入組合「紙類及びパルプの輸出入通関実績統計年報」

③ 定規、ステープラー（汎用型）

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率（図 3-9 及び図 3-10 参照）と令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算した結果、合計で 2.2 ㌧の削減効果となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で 6.2t-CO₂ の排出削減効果となる。

$$\text{定 規} : 112,731 \text{ (個)} \times (0.990 - 0.022) \times 34 \text{ (g/個)} \times 0.4 = \underline{1.5 \text{ (㌧)}}$$

$$\text{ステープラー} : 53,707 \text{ (個)} \times (0.983 - 0.156) \times 24 \text{ (g/個)} \times 0.7 = \underline{0.7 \text{ (㌧)}}$$

焼却処理された場合 6.2t-CO₂ の二酸化炭素が排出

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値（ステープラーについては汎用型の製品）
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目の判断の基準の基準値（定規 40%、ステープラー 70%）で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/㌧

④ その他のプラスチック製文具類

上記①～③以外の特定調達品目のうち、主要材料がプラスチックの品目（事務用修正具、OA クリーナー、カードケース等）について、令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算した結果、合計で 122 ㌧の削減効果となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算した結果、合計で 337t-CO₂ の排出削減効果となる。

$$\sum_{i: \text{品目}} W_i \times R_i \times Q_i \times (GP_i - MS00_i) = \underline{122 \text{ (㌧)}}$$

W_i : 製品のプラスチック重量、R_i : 再生プラスチックの割合、

Q_i : 特定調達物品等の調達量、GP_i : 特定調達物品等の調達率、

MS00_i : 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率

焼却処理された場合 337t-CO₂ の二酸化炭素が排出

【試算の前提】

- 品目ごとの製品のプラスチック重量は各社カタログ及び実測による平均値
- 再生プラスチックの配合率は特定調達品目ごとの判断の基準で試算
- 二酸化炭素排出量算定のプラスチックの焼却に伴う排出係数は 2,765kg-CO₂/㌧
- 主要材料がプラスチックである特定調達品目の平成 12 年度における特定調達物品

等の市場占有率は 20%と想定¹²

⑤ ダストブロワー

ダストブロワーについて、特定調達品目へ追加される前の平成 15 年度と比較して、国等が調達した特定調達物品等から温室効果ガス排出削減量を試算すると以下のとおり。

【温室効果ガス排出削減量の試算】

$$25,885 \text{ (個)} \times 500 \text{ (g-HFCs/個)} \times (1,430 - 1) \times 0.9 = \underline{\underline{16,824 \text{ (t-CO}_2\text{)}}}$$

【試算の前提】

- 製品への HFCs 封入量（約 500g）は生産・販売各社及び業界紙に対するヒアリングによる
- 調達した製品は当該年度内にすべて使用するものとして試算
- 平成 15 年度におけるダストブロワーの HFC134a 充填製品の市場シェアは 90%程度¹³
- ダストブロワーは HFC134a（地球温暖化係数 1,430）から CO₂ または DME（地球温暖化係数 1 以下）への代替とする

（2）画像機器等

① コピー機

コピー機について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率为想定し、令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$\begin{aligned} & 6,862 \text{ (台)} \times (0.9929 - 0.333) \times (302 - 150.8) \text{ (kWh/台)} \\ & \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2/\text{kWh)} = \underline{\underline{299 \text{ (t-CO}_2\text{)}}} \end{aligned}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 9 年度におけるコピー機の年間消費電力量は 337kWh/台¹⁴
⇒ エネルギー消費原単位は標準発熱量（原油 38.2MJ/ト_ル¹⁵、電気 3.6MJ/kWh¹⁶）か

¹² 平成 12 年度における主要な文具類の特定調達物品等の市場占有率は、筆記具が約 4~16%、定規 2.2%、ステープラー 15.6%、紙製ファイル 81.3%、プラスチック製ファイル 29.1%、紙製バインダー 73.9%、プラスチック製バインダー 57.7% となっており、市場占有率の高いファイル及びバインダー以外は、20%未満となっている。

¹³ 生産・販売各社及び業界紙に対するヒアリング。なお、国内におけるダストブロワーの販売量は 580 万缶前後と推計されており、HFC134a がすべて CO₂ または DME（ノンフロン製品）に代替されると仮定すると、約 370 万 t-CO₂ の温室効果ガス削減効果が得られるものと見込まれる。

¹⁴ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会（第 1 回、平成 15 年 12 月）資料によると、平成 9 年度の複写機（複合機を含む）の普及台数は 3,997 千台、エネルギー消費量は 127 千 kJ（原油換算）

ら算定

- コピー機の目標年度（平成 18 年度）における基準年度（平成 9 年度）からのエネルギー消費効率の改善率は 31%¹⁷
 - ⇒ 平成 12 年度における年間消費電力量は 302kWh/台¹⁸
- 対象機器は 40ipm の A3 モノクロコピー機とし、標準消費電力量（TEC 値）から年間消費電力量を算定
 - ⇒ 特定調達物品等の年間消費電力量は 150.8kWh/台¹⁹
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh²⁰
- 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率は 33.3%²¹

② ファクシミリ

ファクシミリについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率を想定し、令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$645 \text{ (台)} \times (0.9922 - 0.250) \times (320 - 31) \text{ (kWh/台)} \\ \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{\underline{61 \text{ (t-CO}_2\text{)}}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 対象機器は 12ppm のファクシミリとし、通常機器の待機時消費電力と特定調達物品等の待機時消費電力（低電力モード消費電力）の差から待機時年間消費電力量を試算²²
 - ⇒ 通常機器の待機時消費電力は 41W/台

¹⁵ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第 2 条第 3 項及び別表第 1 に定める発熱量

¹⁶ 資源エネルギー庁「2005 年度以降適用する標準発熱量の検討結果と改訂値について」（平成 19 年 5 月）

¹⁷ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会複写機判断基準小委員会最終とりまとめ（平成 10 年 12 月）

¹⁸ 基準年度の平成 9 年度から目標年度の平成 18 年度までの毎年のエネルギー消費効率の改善率を一定として内挿している。

¹⁹ 年間消費電力量 (kWh) = { (0.11 × 40 - 1.8) + 0.3 } (kWh) × 52 (週) = 150.8 (kWh)

²⁰ 電気事業低炭素社会協議会「2021 年度の CO₂ 排出実績（確報値）について」（令和 3 年 2 月）における令和 3 年度の二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）。協議会会員事業者のうち、令和 3 年度において事業活動を行っていた事業者の実績

²¹ 基準年度から目標年度までの毎年の市場占有率の伸びを一定とし、目標年度において市場占有率が 100%となるものとして内挿している。

²² 一般財団法人省エネルギーセンターホームページ「国際エネルギースタートプログラムの全般的解説（登録制度・基準値等について）」。昼間（8 時間）の半分（4 時間）は稼動状態または稼動準備状態（稼動時またはレディー時の消費電力は通常機器と特定調達物品等は同じ）とし、それ以外の時間帯は通電待機状態と想定している。

- ⇒ 特定調達物品等の標準消費電力量（TEC 値）は 0.58kWh/週（国際エネルギー・スタープログラム Version2.0 基準）であるため待機時消費電力は最大でも 4W/台未満²³
- ⇒ 年間待機時間（時間）＝24（時間）×365（日）－4（時間）×20（日）×12（月）
- 待機時年間消費電力量（kWh/台）＝待機時消費電力×年間待機時間
 - ⇒ 通常機器の待機時消費電力量は 320kWh/台
 - ⇒ 特定調達物品等の待機時消費電力は 31kWh/台
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh
- 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率は 25.0%²⁴

（3）家電製品・エアコン等

①—1 電気冷蔵庫等

電気冷蔵庫等について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び令和 4 年度における特定調達物品等の年間消費電力量を想定し、令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$8,429 \text{ (台)} \times (692 - 329) \text{ (kWh/台)} \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = 1,337 \text{ (t-CO}_2)$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 26 年度（基準年度）における電気冷蔵庫等の年間消費電力量は 383kWh/台²⁵
- 令和 3（2021）年度（目標年度）における電気冷蔵庫等の年間消費電力量は 283kWh/台²⁵
- 基準年度及び目標年度の年間消費電力量から試算
 - ⇒ 平成 12 年度における年間消費電力量は 692kWh/台²⁶
 - ⇒ 特定調達物品等の年間消費電力量は 329kWh/台²⁷

²³ 580 (W) ÷ (24 (時間) × 7 (日)) < 4 (W)

²⁴ 一般財団法人省エネルギーセンター「米国におけるエネルギー・スタープログラムの制度内容等に関する調査報告書」によると、エネルギー・スタープログラムの基準設定要件は市場における製品のエネルギー効率の上位 25% を根拠としている。

²⁵ 総合エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー・分科会省エネルギー小委員会電気冷蔵庫等判断基準ワーキンググループ取りまとめ（平成 28 年 2 月）

²⁶ 電気冷蔵庫等のエネルギー消費効率（年間消費電力量）については、平成 12 年にトップランナー基準の特定機器に指定された時点においては、JISC9801:1999 により測定されていたところであるが、その後、測定方法の見直しが行われ、平成 18 年からは JISC9801:2006 により、さらに平成 28 年 5 月からは JISC9801:2016 が採用されている。このため、平成 16 年度を目標年度とする平成 12 年当時のトップランナー基準による年間消費電力量とは測定方法が異なるため単純に比較できないが、前回のトップランナー基準（基準年度：平成 17 年度、目標年度：平成 23 年度）のエネルギー消費効率の改善率に基づき外挿・算定した年間消費電力量を現段階では平成 12 年度の基準値として踏襲することとした。

- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh

①—2 電気冷蔵庫等（2段階の判断の基準による調達）【参考】

電気冷蔵庫等については、令和元年度より、2段階の判断の基準を設定して調達を実施しているところである。上記①—1 の二酸化炭素排出削減量の試算においては、2段階の判断の基準のうち、「基準値2」による調達をベースとして試算しているが、以下では、「基準値1」による調達及び「基準値2」による調達に分けて試算する。なお、試算に当たっての前提条件は。基準値1の年間消費電力量がトップランナー基準の 283kWh/台 であること以外は、①—1 と同様である。

試算の結果、基準値1による削減量が 1,178t-CO₂、基準値2による削減量が 291t-CO₂ であり、合計で 1,469t-CO₂ の削減量となり、①—1 の削減量から、さらに 132t-CO₂ の削減となる。

【基準値1の二酸化炭素排出削減量の試算】

$$6,593 \text{ (台)} \times (692 - 283) \text{ (kWh/台)} \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{\underline{1,178 \text{ (t-CO}_2\text{)}}}$$

【基準値2の二酸化炭素排出削減量の試算】

$$1,836 \text{ (台)} \times (692 - 329) \text{ (kWh/台)} \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{\underline{291 \text{ (t-CO}_2\text{)}}}$$

② テレビジョン受信機

テレビジョン受信機（液晶テレビ）について、平成20年度²⁸及び令和4年度における特定調達物品等の年間消費電力量を想定し、令和4年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$4,385 \text{ (台)} \times (163.5 - 52) \text{ (kWh/台)} \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{\underline{214 \text{ (t-CO}_2\text{)}}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成20年度（基準年度）における液晶テレビの年間消費電力量は 163.5kWh/台²⁹
- 平成24年度（目標年度）における液晶テレビの年間消費電力量は 103.0kWh/台²⁹
 - ⇒ 特定調達物品等の年間消費電力量は 52kWh/台³⁰
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh

²⁷ 2段階の判断の基準の基準値2 (=283kWh×100／86の小数点以下切捨)

²⁸ 平成24年度を目標年度とする液晶テレビに係るトップランナー基準（年間消費電力量）は、従前の測定方法と異なることから、年間消費電力量を単純に比較することはできない。このため、平成20年度に出荷された実績値から試算した年間消費電力量を基準値とする。

²⁹ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会テレビジョン受信機判断基準小委員会最終取りまとめ（平成21年7月）

³⁰ 年間消費電力量 (=103kWh×100／198の小数点以下切捨)

③ 電気便座

電気便座について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び令和 4 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$2,001 \text{ (台)} \times (281 - 175) \text{ (kWh/台)} \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2/\text{kWh}) = 93 \text{ (t-CO}_2)$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成 12 年（基準年度）における電気便座の年間消費電力量は 281kWh/台³¹
- 令和 4 年度における特定調達物品等の年間消費電力量は 175kWh/台³²
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh

④ エアコンディショナー

エアコンについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び令和 4 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$6.861 \text{ (台)} \times (1,227 - 850) \text{ (kWh/台)} \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2/\text{kWh}) = 1,130 \text{ (t-CO}_2)$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 冷房能力 2.8kW クラスの冷暖房兼用エアコン（直吹き形で壁掛け形）を対象として試算
 - ⇒ 省エネ法のエネルギー消費効率は APF で設定³³
- 平成 12 年（基準年度）におけるエアコンの年間消費電力量は 1,227kWh/台³⁴
- 特定調達物品等のエネルギー消費効率（多段階評価基準の 4 つ星基準）³⁵に対応す

³¹ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会暖房用・保温用電熱用品判断基準小委員会最終とりまとめ（平成 14 年 4 月）

³² 温水洗浄便座のうち、公共向け製品の出荷量の 95%以上が貯湯式となっている（（一社）日本レストルーム工業会調査）ことから、貯湯式に係る判断の基準（平成 30 年 2 月改定）により試算。なお、電気便座については、多段階評価基準によらず、製品の供給状況を踏まえ判断の基準を設定している。

³³ 室内機が寸法規定タイプの場合は APF=5.8。なお、冷房能力 2.8kW クラスの寸法フリータイプはほとんど市場にないことから、寸法規定タイプで試算

³⁴ 一般財団法人省エネルギーセンターの「省エネ性能力タログ 2000 年 6 月版」に登録されている冷房能力 2.8kW の冷暖房兼用エアコン 71 機種の平均値

- る年間消費電力量 850kWh/台³⁶
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh

(4) 照明

①－1 LED 照明器具

LED 照明器具について、グリーン購入法施行前の平成 12 年度の普及品と令和 4 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$136,107 \text{ (台)} \times (86 - 28) \text{ (W/台)} \times 8 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \\ \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \underline{\underline{6,624 \text{ (t-CO}_2\text{)}}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- LED 照明器具は、平成 12 年度において一般照明用の器具として販売されていないことから、調達した台数すべてを削減量として試算
- LED 照明器具（LED 一体形器具）はラピッド式器具（FLR40×2 灯用）からの切り替えとする
- ラピッド式器具の消費電力は 86W/台、LED 照明器具の消費電力は 28W/台³⁷
- 年間消費電力量（kWh/台）＝消費電力×8（時間）×20（日）×12（月）
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh

①－2 LED 照明器具（2 段階の判断の基準による調達）【参考】

LED 照明器具については、令和 2 年度より、2 段階の判断の基準を設定して調達を実施しているところである。上記①－1 の二酸化炭素排出削減量の試算においては、2 段階の判断の基準のうち、「基準値 2」による調達をベースとして試算（投光器及び防犯灯を含む。）しているが、以下では、「基準値 1」による調達及び「基準値 2」による調達に分けて試算する。なお、試算に当たっての前提条件は、基準値 1 の LED 照明器具の消費電力を 25W/台³⁷ あること以外は、①－1 と同様である。

試算の結果、基準値 1 による削減量が 5,978t-CO₂、基準値 2 による削減量が 940t-CO₂ であり、合計で 6,918t-CO₂ の削減量となり、①－1 の削減量から、さらに 294t-CO₂ の削減となる。

³⁵ 寸法規定タイプの場合の APF は 6.6 (=5.8×114/100 の小数点 1 桁未満切捨を下回らない)

³⁶ 寸法規定タイプの場合の APF6.6 に対応する年間消費電力量は 850kWh/台 (=5,611kWh/6.6)

³⁷ 一般社団法人日本照明工業会調査

【基準値1の二酸化炭素排出削減量の試算】

$$116,793 \text{ (台)} \times (86-25) \text{ (W/台)} \times 8 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \\ \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2/\text{kWh}) = \underline{\underline{5,978 \text{ (t-CO}_2)}}$$

【基準値2の二酸化炭素排出削減量の試算】

$$19,314 \text{ (台)} \times (86-28) \text{ (W/台)} \times 8 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \\ \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2/\text{kWh}) = \underline{\underline{940 \text{ (t-CO}_2)}}$$

② 電球形 LED ランプ

電球形 LED ランプについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度の普及品と令和 4 年度における特定調達物品等の年間消費電力量、令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$39,297 \times (54-8) \text{ (W/台)} \times 5 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \times \\ 0.9757 \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2/\text{kWh}) = \underline{\underline{925 \text{ (t-CO}_2)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 電球形 LED ランプは、平成 12 年度において一般照明用ランプとして販売されていないことから、調達した個数すべてを削減量として試算
- 電球形 LED ランプ (810lm) は白熱電球からの切り替えとする
- 白熱電球の消費電力は 54W/個、電球形 LED ランプの消費電力は 8W/個³⁷
- 年間消費電力量 (kWh/個) = 消費電力 × 5 (時間) × 20 (日) × 12 (月)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh

③ 電球形蛍光ランプ

電球形蛍光ランプについて、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率と令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達率の差から、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$33,033 \text{ (個)} \times (54-12) \text{ (W/台)} \times 5 \text{ (時間)} \times 20 \text{ (日)} \times 12 \text{ (月)} \times \\ (0.8981 - 0.008) \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2/\text{kWh}) = \underline{\underline{648 \text{ (t-CO}_2)}}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間の電気の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 電球形蛍光ランプは白熱電球からの切り替えとする
- 白熱電球の消費電力は 54W/個、電球形蛍光ランプの消費電力は 12W/個³⁷
- 年間消費電力量 (kWh/個) = 消費電力 × 5 (時間) × 20 (日) × 12 (月)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh
- 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率は 0.8%³⁸

(5) 自動車等

① 自動車

自動車については、平成 24 年度より対象範囲に重量車を含めるとともに、乗用車の判断の基準の強化を行い、燃費基準値として令和 2 (2020) 年度の省エネ法トップランナー基準（燃費目標値）を採用していた。令和 3 年度には自動車を 6 品目³⁹に分けるとともに、2 段階の判断の基準を設定⁴⁰するとともに、乗用車については燃費基準値として、2020 年度燃費基準値を達成かつ令和 12 (2030) 年度の燃費目標値の 60% レベル達成としている。

◆ 乗用車

グリーン購入法施行前の平成 12 年度における乗用車の燃費平均値と令和 4 年度において国等が調達した乗用車から使用段階（自動車の走行）における二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$2,301 \text{ (台)} \times (1 - 12.2 \text{ (km/トッ)} / 27.1 \text{ (km/トッ)}) \times 599 \text{ (トッ)} \times \\ 34.6 \text{ (MJ/トッ)} \times 67.1 \text{ (g-CO}_2/\text{MJ}) = \underline{\underline{1,759 \text{ (t-CO}_2)}}$$

なお、令和 4 年度において国等の機関が導入した乗用車のうち、電動車等はすべてハイブリッド自動車として試算している。また、調達された電動車等の内訳は、電気自動車 24 台、プラグインハイブリッド自動車 16 台、燃料電池自動車 16 台、水素自動車 1 台であり、調達台数は少なく、充電等に係る消費電力量の把握が困難であること、また、二酸化炭素排出削減への寄与も相対的に小さいため、削減量の試算に含めていない。なお、電動車等の削減効果については、今後検討を実施し、適切に削減量に反映するものとする。

³⁸ 平成 12 年度における電球形蛍光ランプの国内出荷量は 1,399 千個、白熱電球の国内出荷量は 168.5 百万個。一般社団法人日本照明工業会

³⁹ 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタ

⁴⁰ 令和 4 年度から乗用車を除く 5 車種は「基準値 1」として電動車等（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車）、「基準値 2」として次世代自動車（電動車等に加え、クリーンディーゼル自動車及び天然ガス自動車）又は一定の燃費性能を満たす車両。乗用車は電動車等に限っており、そのうちハイブリッド自動車については、燃費基準値及び排出ガス性能（ガソリン及び LPG）を満たすことが必要

【試算の前提】

令和 2（2020）年度において公用車で使用した燃料のうち、ガソリン自動車⁴¹、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車の燃料使用量は 14,422kL⁴²である。また、同年度における前記自動車の保有台数は 24,071 台⁴⁰であり、自動車 1 台当たりの年間燃料使用量は 599 リットルとなる。令和 2 年度の数値を基本とし、以下の前提で試算した。

- 調達時期にかかわらず 1 年間の走行に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- ガソリンの体積当たり標準発熱量は 34.6MJ/リットル⁴³
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は 67.1g-CO₂/MJ⁴⁴
- ガソリン乗用車の燃費平均値は平成 12 年度実績値 12.2km/リットル⁴⁵、調達したハイブリッド自動車の燃費平均値は 27.1km/リットル⁴⁶

◆ 次世代自動車又は電動車等の導入状況

グリーン購入法においては、平成 21 年度から、次世代自動車を判断の基準として設定するとともに、次世代自動車 7 車種の調達状況を把握している⁴⁷。

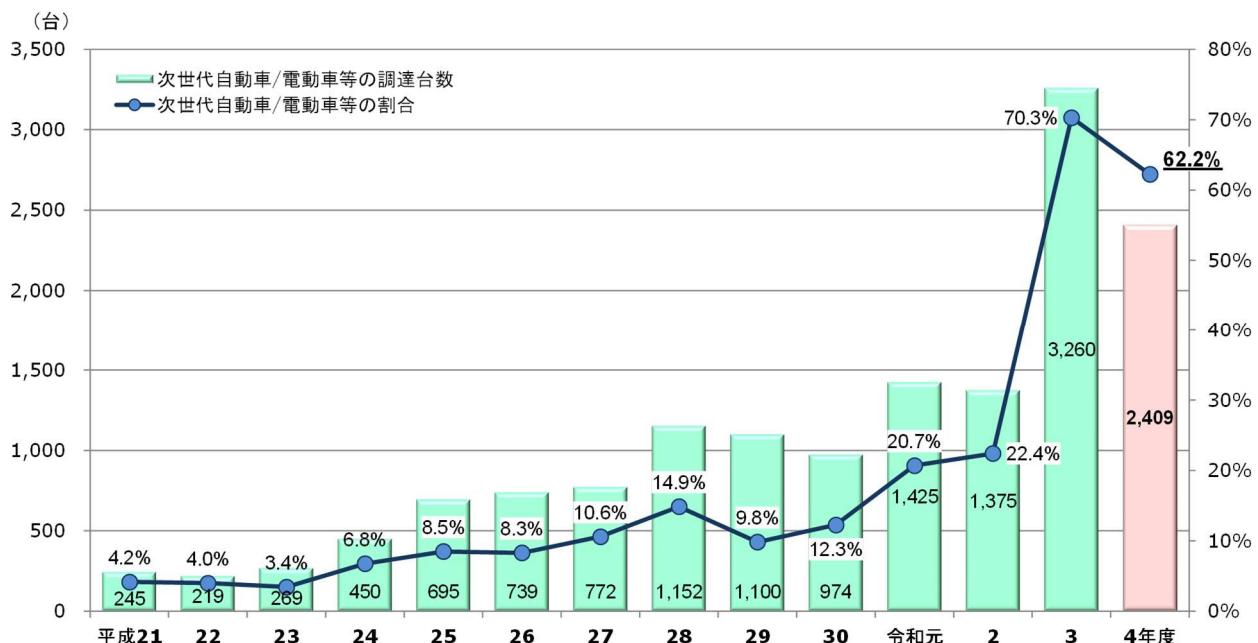


図 2-1 国等の機関における次世代自動車又は電動車等の調達の推移

注：令和 3 年度までは次世代自動車、令和 4 年度は電動車等の調達台数及び割合
国等の機関における次世代自動車（令和 4 年度は電動車等）の調達実績の推移をみると、次

⁴¹ 小型乗用車、普通乗用車及び軽乗用車

⁴² 地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画による令和 2（2020）年度の実績値（令和 2 年度以降の実績は公表されていない）。ただし、集計対象機関には独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等の機関は含まれていない。また、クリーンディーゼル自動車で使用した軽油は発熱量によりガソリンの使用量に換算している。

⁴³ 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める発熱量

⁴⁴ 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める二酸化炭素排出係数

⁴⁵ 国土交通省調査。JC08 モード換算値（10・15 モード 13.5km/リットル）

⁴⁶ 令和 3 年度環境配慮契約締結実績調査によるハイブリッド乗用車（ガソリン）の単純平均燃費

⁴⁷ 令和 4 年度から乗用車については電動車等に限ること、乗用車以外の 5 車種は基準値 1 が電動車等となったことから、令和 4 年度は電動車等及び電動車以外に分けて調達量を把握

世代自動車の調達台数及び自動車の総調達台数に占める次世代自動車の割合とともに増加傾向にある。令和元年度は総調達台数 6,886 台に対し、次世代自動車は 1,017 台と 20.7%であったが、令和 3 年度は総調達台数 4,638 台に対し、次世代自動車は 3,260 台で総調達台数に占める割合は 70.3%と大幅に上昇している（前年度比 47.9 ポイント増）。さらに、令和 4 年度は総調達台数 3,871 台、うち電動車等が 2,409 台で電動車等の割合は 62.2%となっている。

なお、政府実行計画における目標で算出される割合については、保有台数から算出されており、本集計における割合とは一致しない。

◆ 小型バス、小型貨物自動車及び重量車（参考）

小型バス⁴⁸及び小型貨物自動車⁴⁹については平成 16 年度における燃費平均値（実績値）⁵⁰、重量車（バス、トラック等）については平成 14 年度における燃費平均値（実績値）⁵¹と令和 4 年度において国等が調達したこれらの自動車から使用段階（自動車の走行）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると、表 2-2 のとおり。

表 2-2 国等の機関の特定調達物品等（小型バス、小型貨物自動車及び重量車）
の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

車種	令和4年度導入台数	1台当たり燃料使用量（リッル）	平成14年度又は16年度燃費平均値（km/リッル）	平成27年度燃費目標値（km/リッル）	二酸化炭素年間削減量（t-CO ₂ ）
小型バス	9	1,554	8.3	8.9	2
貨物車（車両総重量3.5t以下）	198	830	13.5	15.2	43
重量車（車両総重量3.5t超バス）	96	1,680	5.62	6.98	81
重量車（車両総重量3.5t超トラック等）	59	723	6.56	7.36	12
合計	362	—	—	—	138

【試算の前提】

上記の乗用車と同様の方法で車種別の 1 台当たり年間燃料使用量を算定（平成 26 年度実績⁵²）し、基準年度における当該車種の燃費平均値と平成 27（2015）年度の省エネ法トップランナーベース（燃費に係る判断の基準）から、二酸化炭素排出削減量を試算。

- 調達時期にかかわらず 1 年間の走行に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- ガソリンの体積当たり標準発熱量は 34.6MJ/リッル
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は 67.1g-CO₂/MJ
- 軽油の体積当たり標準発熱量は 37.7MJ/リッル⁵³
- 二酸化炭素排出量算定の軽油の燃焼に伴う排出係数は 68.6g-CO₂/MJ⁵⁴

⁴⁸ 車両総重量 3.5t 以下、乗車定員 11 人以上（燃料はガソリン換算）

⁴⁹ 車両総重量 3.5t 以下の軽貨物車、軽量貨物車及び中量貨物車（燃料はガソリン換算）

⁵⁰ 平成 16 年度における燃費実績値。脚注 43 と同様の出典

⁵¹ 平成 14 年度における燃費実績値。総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会重量車判断基準小委員会・重量車燃費基準検討会最終とりまとめ（平成 17 年 11 月）

⁵² 小型バス、小型貨物自動車、重量車等の車種別の実績数値が平成 27 年度以降公表されていないことから、平成 26 年度の実績値で試算

⁵³ 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める発熱量

⁵⁴ 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める二酸化炭素排出係数

② 乗用車用タイヤ

転がり抵抗が低減された乗用車用タイヤを装着した公用車による使用段階（自動車の走行）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$3,651 \text{ (台)} \times 0.01 \times 599 \text{ (リッター)} \times 34.6 \text{ (MJ/リッター)} \times 67.1 \text{ (g-CO}_2/\text{MJ}) = 51 \text{ (t-CO}_2)$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の走行に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 令和4年度において調達された特定調達物品等であるタイヤは14,607本であることから、3,651台の公用車が4本のタイヤをすべて交換したものとする
- 試算対象の公用車はガソリン自動車とする
- 転がり抵抗による燃費の向上を1%と想定⁵⁵⁵⁶
- ガソリン自動車1台当たりの年間燃料使用量は599リットル
- 二酸化炭素排出量算定のガソリンの燃焼に伴う排出係数は67.1g-CO₂/MJ
- ガソリンの体積当たり標準発熱量は34.6MJ/リットル

(6) 繊維製品

グリーン購入法施行前の平成12年度における再生PET樹脂配合率を判断の基準とする繊維製品（制服・作業服、カーテン、毛布、ふとん⁵⁷、作業手袋）の市場占有率と令和4年度において国等が調達した当該品目から製造段階における二酸化炭素排出削減量を試算⁵⁸すると、表2-3のとおり。

表2-3 国等の機関の特定調達物品等（繊維製品）の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

品目	総調達量	調達率	平成12年度 市場占有率	単位重量 (kg/枚・組)	再生PET樹脂 使用量 (kg)	エネルギー 削減量 (千MJ/年)	二酸化炭素年間 削減量 (t-CO ₂)
制服	246,886 着	94.5%	5.9%	0.50	10,937	210	14
作業服	193,494 着	96.5%		0.38	6,662	128	9
カーテン	12,940 枚	98.0%		1.10	1,311	25	2
毛布	14,288 枚	95.4%		2.20	2,813	54	4
ふとん	24,948 枚	99.4%		6.10	14,229	273	19
作業手袋	3,241 千組	97.7%		0.05	74,373	1,428	98
合計							145

⁵⁵ 自動車が走行時に受ける抵抗の65%が空気抵抗、20%が転がり抵抗（100km/h・定速走行：横浜ゴム調べ）であることから、転がり抵抗が10%低減されている場合は燃費が2%向上するものと推察される。

⁵⁶ 約10%転がり抵抗が増加すると10・15モードで1~2%燃費が悪化との実験研究結果（西山修二他：ホイールアライメントがころがり抵抗に及ぼす影響、広島市工業技術センタ一年報、第17巻、pp.63-70(2004)）

⁵⁷ ふとんについては、再使用された詰物に係る判断の基準が設定されているが、本試算においてはすべて再生PET樹脂のリサイクルによる二酸化炭素排出削減量として算定している。

⁵⁸ 作業手袋の試算方法：3,241（千組）×（0.977-0.059）×0.05（kg/組）×0.5×19.2（MJ/kg）÷38.2（MJ/リッター）
×（38.2（MJ/リッター）×68.6（g-CO₂/MJ）=98（t-CO₂）

【試算の前提】

- 品目ごとの単位重量は各社カタログ、経済産業省調査結果⁵⁹、業界団体・事業者へのヒアリングによる
- 再生 PET 樹脂配合率は特定調達品目の判断の基準で試算
- バージン PET 樹脂と再生 PET 樹脂のペレット製造エネルギーの差から二酸化炭素排出削減量を試算（エネルギーは原油換算）
- 再生 PET 樹脂の製造エネルギー削減量は 19.2MJ/kg⁶⁰
- 二酸化炭素排出量算定の原油換算に伴う排出係数は 68.6g-CO₂/MJ⁶¹
- 原油の体積当たり標準発熱量は 38.2MJ/リッター⁶²
- 平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率（ポリエスチル繊維生産量に占める繊維用途の再生 PET 樹脂の割合）は 5.9%⁶³

(7) 設備（太陽光発電システム）

太陽光発電システムの導入による、使用段階（電気の使用）における二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$47 \text{ (kW)} \times 0.12 \times 365 \text{ (日/年)} \times 24 \text{ (時間)} \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2/\text{kWh)} = 22 \text{ (t-CO}_2)$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず 1 年間に発電される電気によって代替される二酸化炭素排出削減量を試算
- 太陽光発電システムの年間発電量 (kWh/年) = 太陽電池アレイ出力 (kW) × システム利用率 (12%⁶⁴) × 365 (日/年) × 24 (時間/日)
- 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh

(8) 公共工事

① 高炉セメント

令和 4 年度において国等が調達した高炉セメント及び生コンクリート（高炉）について、セメントを高炉スラグに置き換えることにより得られる令和 4 年度のセメント製造時における二

⁵⁹ 経済産業省製造産業局繊維課「繊維製品（衣料 08 品）の LCA 調査報告書」（平成 16 年 2 月）

⁶⁰ 一般社団法人プラスチック循環利用協会「プラスチック廃棄物の処理・処分に関する LCA 調査研究報告書」（平成 13 年 3 月）より算定している。

⁶¹ 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める二酸化炭素排出係数

⁶² 算定省令第 2 条第 3 項及び別表 1 に定める発熱量

⁶³ 平成 12 年度におけるポリエスチル繊維生産量は 654,090 t（長繊維 375,043 t、短繊維 279,047 t）、再商品化製品量のうち繊維用途は 38,317 t。資料：PET ボトルリサイクル推進協議会、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

⁶⁴ 資源エネルギー庁「第 13 回調達価格等算定委員会資料（平成 26 年 2 月 17 日）」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構におけるフィールドテスト事業の実績データ）

酸化炭素排出削減量を試算⁶⁵すると、表2-4のとおり。

表2-4 国等の機関の特定調達物品等（高炉セメント）の調達による二酸化炭素排出削減量の試算

品目	単位	適用品目	高炉セメント市場占有率			二酸化炭素削減量 (t-CO ₂)	
			平成12年度	令和4年度	占有率増分	12年度比削減量	全体の削減量
高炉セメント	t _n	397,073	24.4%	18.8%	—	0	72,201
生コンクリート（高炉）	m ³	3,106,154				0	141,200
合計						0	213,401

【試算の前提】

- 高炉セメントにおける高炉スラグ配合率を45%とする⁶⁶
- 生コンクリートの単位セメント量を250kg/m³とする⁶⁷
- 二酸化炭素排出量算定のセメント製造時の排出係数は417kg-CO₂/t_n⁶⁸
- セメント製造用石灰石の含水率は3.1%⁶⁶

② 変圧器

グリーン購入法施行前の平成12年度における特定調達物品等の全損失値を想定し、令和4年度において国等が調達した特定調達物品等の全損失値の差から、使用段階における**二酸化炭素排出削減量（1年間の使用分で比較）**を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$\begin{aligned} & 734 \text{ (台)} \times (783 - 521.8) \text{ (W/台)} \times 365 \text{ (日)} \times 24 \text{ (時間)} \\ & \quad \times 0.437 \text{ (kg-CO}_2/\text{kWh}) = 734 \text{ (t-CO}_2) \end{aligned}$$

【試算の前提】

- 調達時期にかかわらず1年間の変圧器の使用に伴う二酸化炭素排出削減量を試算
- 平成11年度（省エネ法の旧トップランナー基準の基準年度）における変圧器の全損失値は818W/台⁶⁹
- 平成18年度（省エネ法の旧トップランナー基準の目標年度）における変圧器の全損失値は570W/台（基準年度からのエネルギー消費効率の改善率は30.3%）⁶⁷
- 平成26年度（目標年度）における変圧器の全損失値は521.8W/台⁷⁰
 - ⇒ 平成12年度における全損失値は783W/台⁷¹

⁶⁵ 高炉セメントの二酸化炭素削減量の試算方法は「3.（8）高炉セメント②国内販売量からみた環境負荷低減効果（試算）」を参照。なお、生コンクリート（高炉）については体積を重量に変換するために換算係数250(kg/m³)を乗ずる必要がある。

⁶⁶ 業界団体ヒアリング結果

⁶⁷ 業界団体ヒアリング、文献調査

⁶⁸ 環境省「平成14年度温室効果ガス排出量算定方法検討会報告書」（平成14年8月）

⁶⁹ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会変圧器判断基準小委員会最終とりまとめ（平成14年4月）

⁷⁰ 総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会変圧器判断基準小委員会最終取りまとめ（平成23年12月）

⁷¹ 省エネ法の旧トップランナー基準の基準年度の平成11年度から目標年度の平成18年度までの毎年のエネルギー消費効率の改善率を一定として内挿している。

- ⇒ 特定調達物品等の全損失値は 521.8W/台（省エネ法トップランナー基準）
- 変圧器は 24 時間使用するものと想定
 - 二酸化炭素排出量算定の電気の使用に伴う排出係数は 0.437kg-CO₂/kWh

③ 屋上緑化

屋上緑化による夏季の冷房負荷の減少に伴う 二酸化炭素排出削減量（1 年間の使用分で比較） を試算すると以下のとおり。

【二酸化炭素排出削減量の試算】

$$1,205 \text{ (m}^2\text{)} \times 19.2 \text{ (kg-CO}_2/\text{m}^2\text{)} = \underline{\underline{23 \text{ (t-CO}_2\text{)}}}$$

【試算の前提】

- 建物の冷房負荷削減量から冷房起源（6月～9月）の二酸化炭素排出削減量を試算⁷²
- 冷房エネルギーは電力、冷房機器の COP は 2.5 を想定⁷⁰
- 屋上緑化に伴う二酸化炭素排出削減量は 19.2kg-CO₂/m²・年⁷³

（9）紙類（参考）

紙類について、令和 4 年の紙用の古紙利用率⁷⁴と令和 4 年度において国等が調達した特定調達物品等の調達量の差から、原材料として使用されるパルプ材の削減量を試算⁷⁵すると表 2-5 のとおりであり、合計で約 63 千 m³ の削減効果となる。なお、古紙パルプ配合率は特定調達品目ごとの判断の基準で試算している⁷⁶。

⁷² 環境省「『感覚環境の街作り』報告書」（平成 18 年 12 月）

⁷³ 上記「感覚環境の街作り」報告書においては、屋上緑化による二酸化炭素排出削減効果を 30.3 kg-CO₂/m²・年と試算しているが、当該原単位の設定に当たって電気の使用に伴う排出係数を 0.690kg-CO₂/kWh としていることから、令和 4 年度の使用端二酸化炭素排出原単位 0.437kg-CO₂/kWh との比から屋上緑化に伴う二酸化炭素排出削減原単位を算定している。

⁷⁴ 古紙利用率=古紙消費量（古紙パルプを含む）÷製紙用纖維原料消費合計（古紙+古紙パルプ+パルプ+その他纖維）。令和 4 年における紙用の古紙消費量は 3,806 千 t、製紙用纖維原料消費合計は 11,145 千 t であることから紙用の古紙利用率は 34.1%（資料：経済産業省「紙・パルプ統計年報」及び「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計月報」、財務省「日本貿易月表」）。なお、板紙用の古紙利用率は 93.7% であり、紙及び板紙を合計した令和 4 年の古紙利用率は 66.3% となっている。

⁷⁵ パルプ材削減量及び二酸化炭素の固定量の試算方法は「2. （1）文具類②ファイル・バインダー」の「紙製ファイル及び紙製バインダー」を参照

⁷⁶ 判断の基準に総合評価を導入しているコピー用紙及び印刷用紙については、判断の基準を満たすために最低限必要な古紙パルプ配合率であるコピー用紙 70%、印刷用紙 60% で試算している。

表 2-5 国等の機関の特定調達物品等（紙類）の調達によるパルプ材削減量の試算

品 目	令和4年紙用 古紙利用率 (%)	総 調 達 量 (トン)	特 定 調 達 物 品 等 調 達 量 (トン)	パ ル プ 材 削 減 量 (m ³)	二酸化炭素 の 固 定 量 (t-CO ₂)
コピー用紙	34.1%	42,112	41,644	47,063	34,511
フォーム用紙		94	92	104	76
インクジェット用塗工紙		51	48	55	40
塗工されていない印刷用紙		2,340	2,302	1,877	1,376
塗工されている印刷用紙		727	723	589	432
トイレットペーパー		4,500	4,453	9,237	6,774
ティッシュペーパー		429	405	840	616
合 計	—	50,252	49,666	59,764	43,825

3. 市場形成状況及び国内販売量等からみた環境負荷低減効果の試算

以下では、グリーン購入法施行前の平成 12 年度及び施行後の平成 13 年度から令和 4 年度における特定調達品目の市場形成の状況について、業界団体が実施した調査、業界団体・事業者等に対するアンケート調査等から把握可能な範囲で示す。また併せて、国内販売量等から試算可能な特定調達品目に関する全国の環境負荷低減効果を示す⁷⁷。

(1) - 1 文具類（筆記具）

① 市場形成状況⁷⁸

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンについて、市場調査したところ、以下のような結果が得られた⁷⁹。例えばこれら品目の令和 4 年度における特定調達品目の国内販売量に対する国等の機関による調達量の割合は高いものでも 2%程度⁸⁰であるが、国等の機関の初期需要の創出に伴い、国内における特定調達物品等の供給量及び市場における特定調達物品等の占める割合は着実に増加しており、グリーン購入の市場が確実に拡大していることを示しているものと考えられる。

◆ シャープペンシル

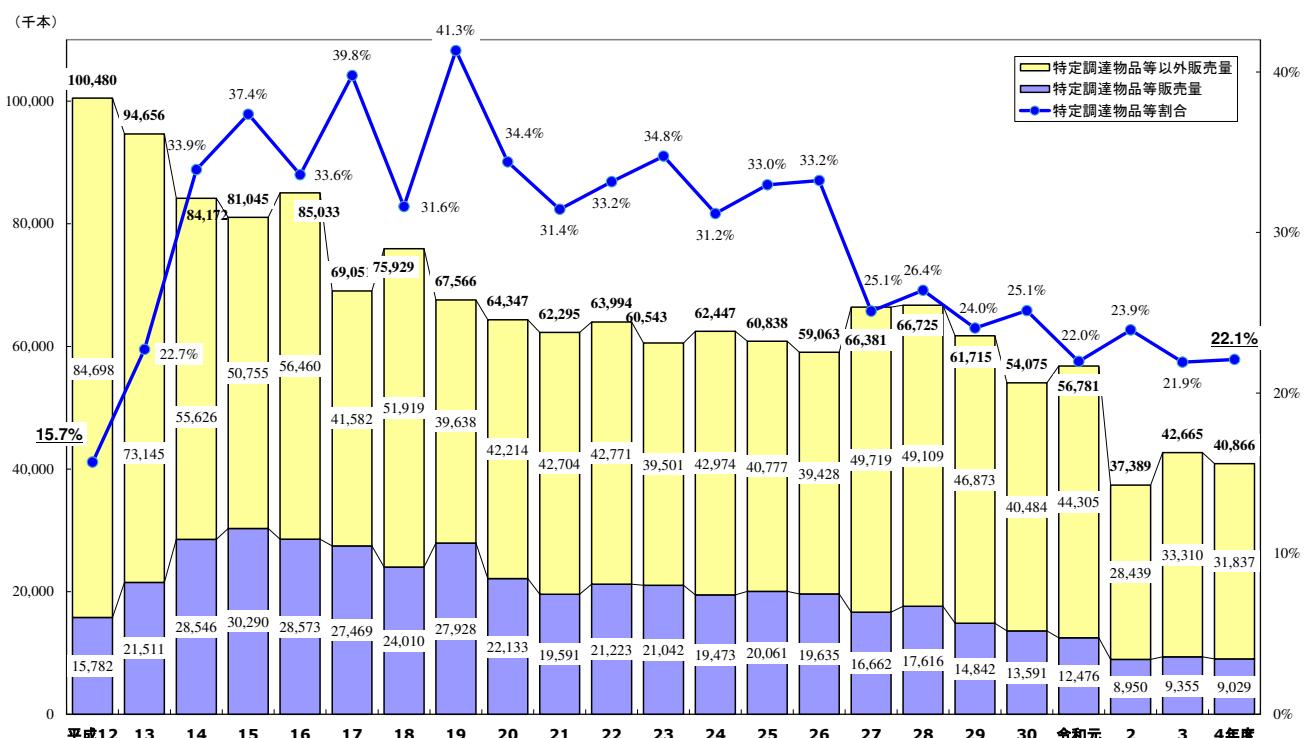


図 3-1 特定調達物品等の国内販売量及び割合（シャープペンシル）

⁷⁷ 国等の機関のグリーン購入の実施による環境負荷低減効果の試算と同様の前提で試算している。

⁷⁸ 資料：繊維・生活用品統計年報、日本貿易統計、日本筆記具工業会調査、日本筆記具工業会会員企業に対するアンケート調査結果。なお、販売量等は過去に遡り修正している場合がある（他の品目についても同じ。）。

⁷⁹ 日本筆記具工業会会員企業の特定調達物品等の国内販売量に占める割合。なお、国内販売量については、暦年の我が国における販売量であり、アンケート回答企業の販売量ではない（以下、筆記具において同じ。）。

⁸⁰ 令和 4 年度は、シャープペンシル 0.8%、シャープペンシル替芯 0.2%（1 個当たり 20 本で換算）、ボールペン 0.3%、マーキングペン 0.4%

- 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、毎年度増減を繰り返しているものの、総体としては、近年減少傾向を示している。平成 12 年度の 15.7%から令和 3 年度は 21.9%、令和 4 年度は 22.1%となり、前年度比では微増となっている。

◆ シャープペンシル替芯

- 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 4.3%から令和 4 年度は 35.9%と、大幅な増加となっている。また、平成 16 年度、平成 17 年度と 2 年連続して前年度と比べ占有割合が低下していたが、平成 18 年度からは再び顕著な増加に転じ、平成 21 年度以降は 50%前後で横ばいの状況が続き、平成 25 年度に 57.4%に上昇し、平成 26 年度以降は、平成 29 年度の 43.4%までやや下降気味に推移していたが、令和元年度は 51.9%、令和 2 年度は 53.5%、令和 3 年度は 41.0%、令和 4 年度は 35.9%と近年は増加・下降を繰り返している。

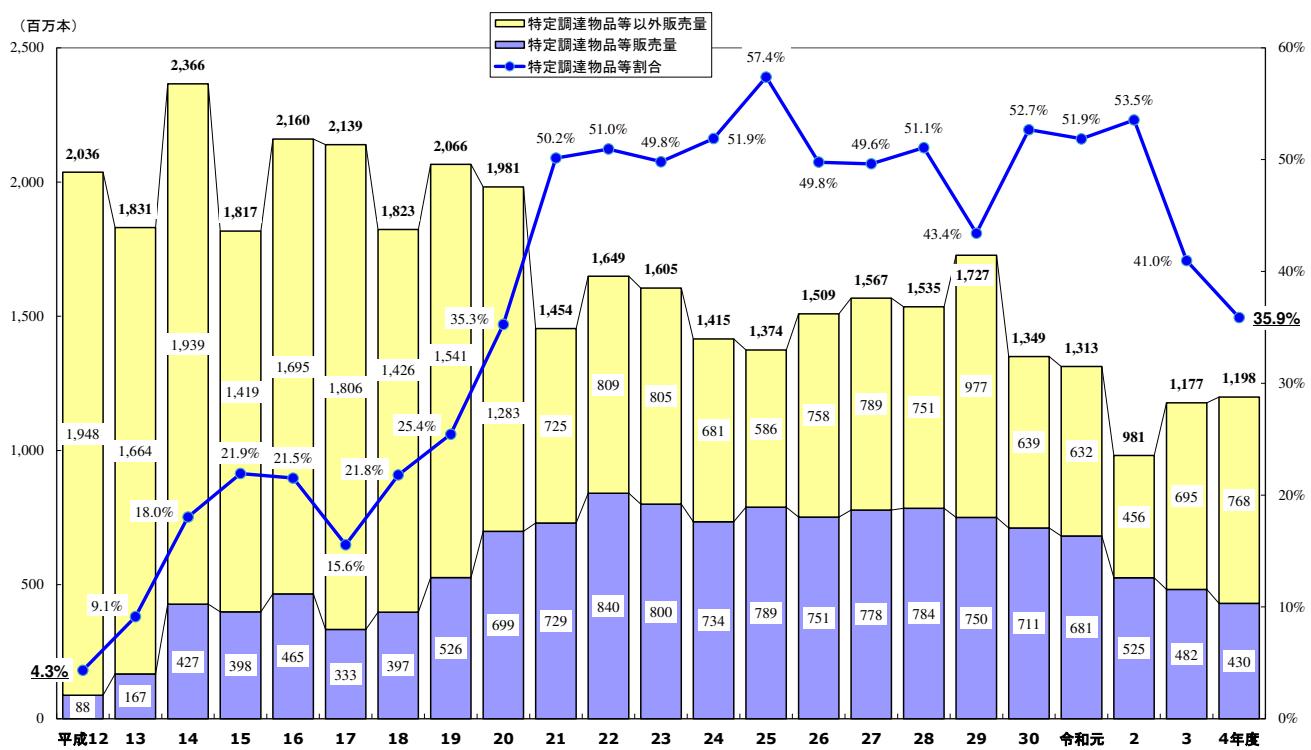


図 3-2 特定調達物品等の国内販売量及び割合（シャープペンシル替芯）

◆ ボールペン

- 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 13.0%から令和 4 年度は 23.6%となり、1.8 倍の増加となっている。平成 18 年度において市場占有率が 50.5%に達したが、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて減少しており、平成 20 年度以降の占有率は、横ばいなし漸減傾向を示している。

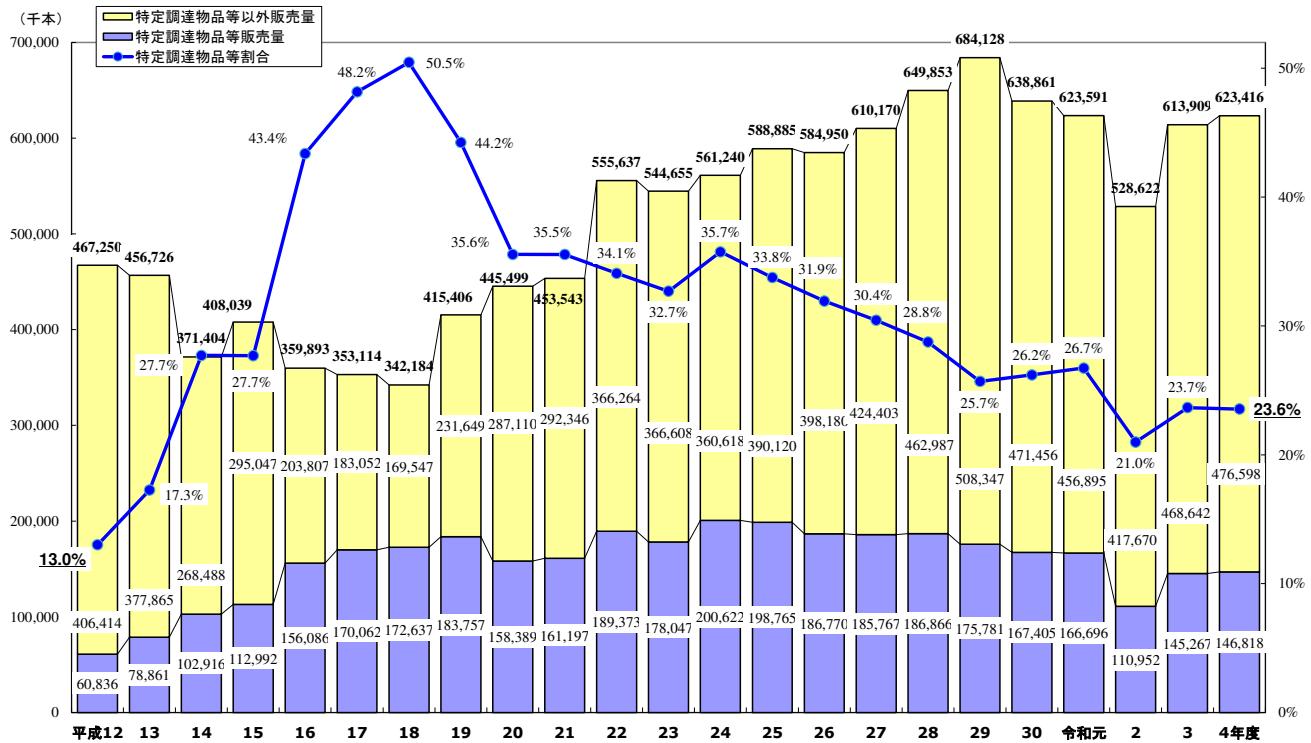


図 3-3 特定調達物品等の国内販売量及び割合（ボールペン）

◆ マーキングペン

- 国内販売量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 16.3%から平成 23 年度は 34.5%、約 2.1 倍となった。平成 16 年度以降は、市場占有率 30%前後を推移し、平成 24 年度以降は全般的に減少傾向を示しており、令和 3 年度は 21.2%、令和 4 年度は 19.0%と減少傾向が続いている。

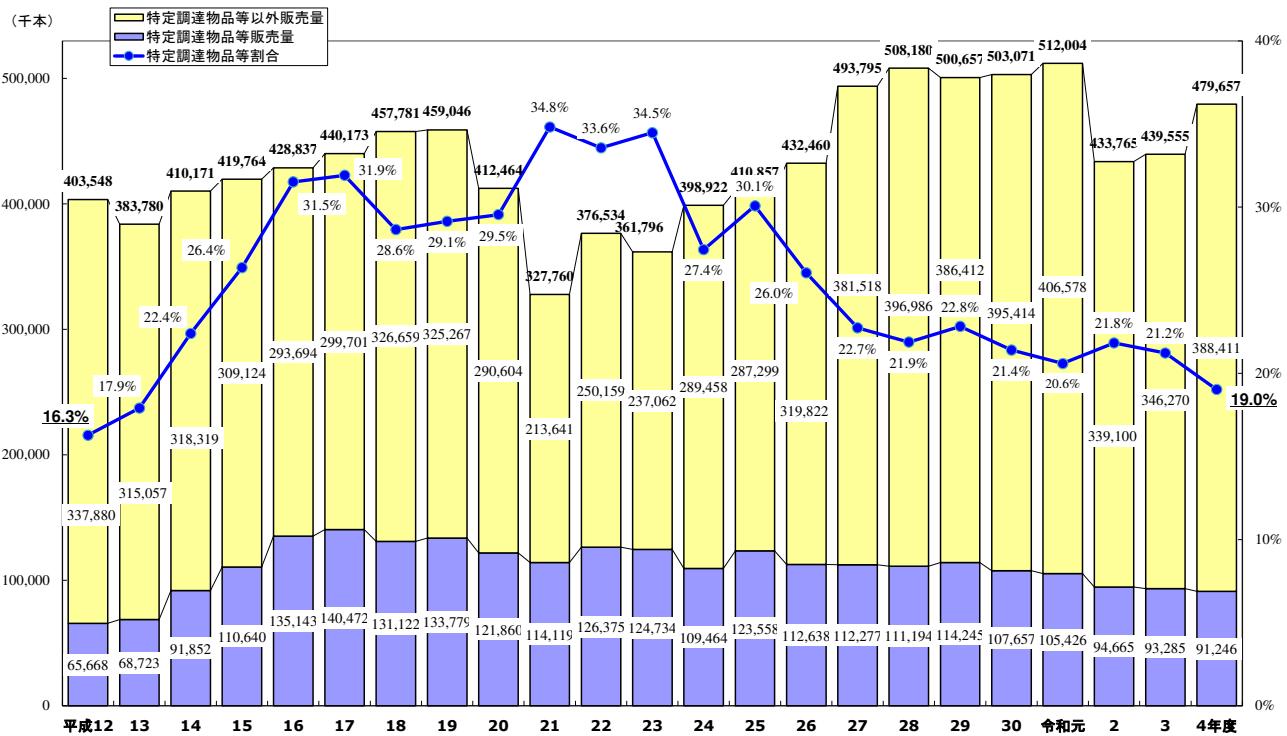


図 3-4 特定調達物品等の国内販売量及び割合（マーキングペン）

② 国内出荷量からみた環境負荷低減効果（試算）

令和 4 年度において国内に出荷された特定調達物品等のシャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンが、すべて再生プラスチックが配合されていない製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算すると、合計で 973トンの削減効果となる。また、再生プラスチックとしてリサイクルされずに焼却処理された場合に排出される二酸化炭素の量を試算すると、合計で約 2.7 千 t-CO₂ の排出削減効果となる。

表 3-1 グリーン購入の実施によるプラスチック使用削減量等の試算（全国）

品 目	特 定 調 達 物 品 等 販 売 量 (千本/千個)	プ ラ 斯 チ ッ ク 使 用 削 減 量 (トン)	焼 却 し た 場 合 の CO ₂ 排 出 量 (t-CO ₂)
シャーフﾟヘﾟンシル	9,029	27	75
シャーフﾟヘﾟンシル替芯	21,494	65	181
ボ ー ル ペ ン	146,818	470	1,299
マーキングペン	91,246	411	1,135
合 計	268,587	973	2,690

（1）－2 文具類（ファイル、バインダー）

① 市場形成状況（出荷量）⁸¹

◆ 紙製ファイル

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度は 81.3%⁸²、令和 3 年度は 86.7%、令和 4 年度 79.5% はとなっている。
- 既に多くの製品が特定調達物品等に該当しているが、令和 4 年度は前年度比で特定調達物品等の割合が 7.2 ポイント下がっており、今後の動向を注視する必要がある。

⁸¹ 資料：日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果（直近 3 年間のファイル及びバインダー合計の補足率は令和 2 年度 25.1%、令和 3 年度 31.3%、令和 4 年度 35.2%。なお、補足率は日本ファイル・バインダー協会の生産統計調査結果に占める国内主要協会会員企業の国内出荷量から算出している）

⁸² アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品等の国内出荷量（ファイル、バインダーにおいて同じ。）

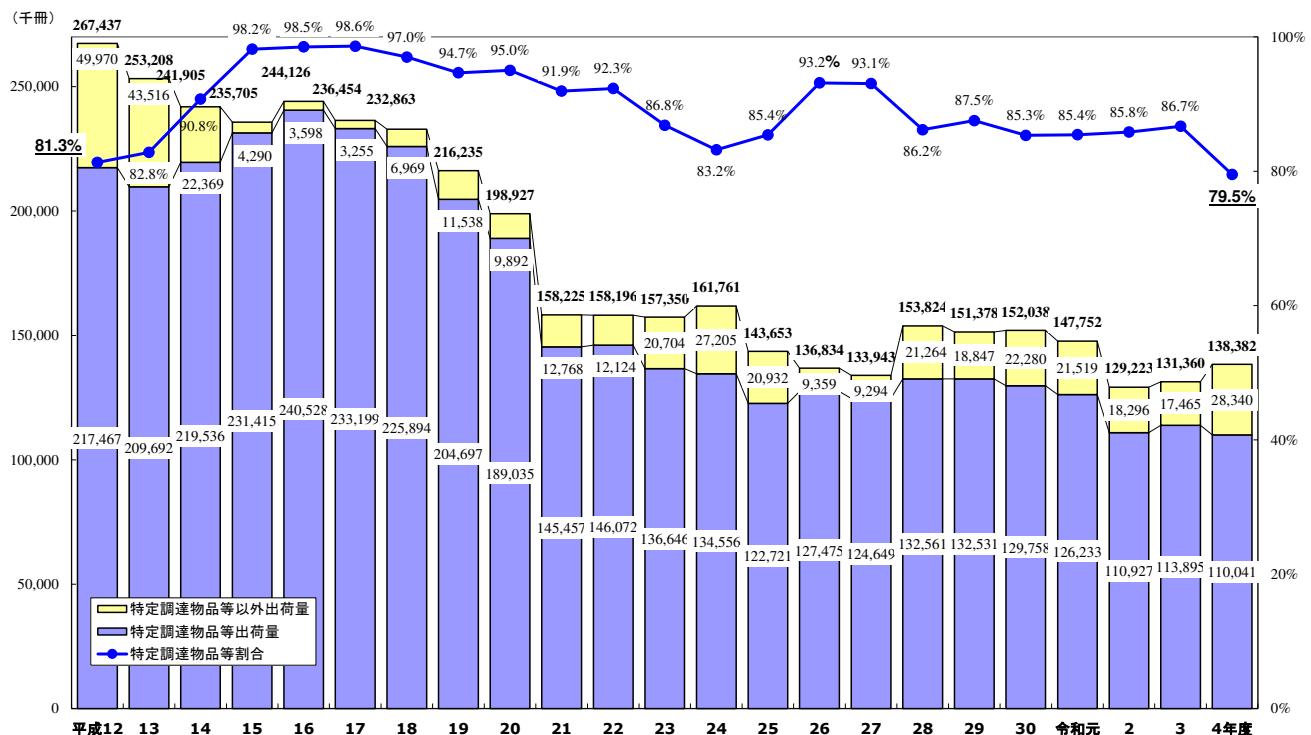


図 3-5 特定調達物品等の国内出荷量及び割合(紙製ファイル)

◆ プラスチック製ファイル

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 29.1% から令和 4 年度は 39.5% となっている。平成 20 年度以降の市場占有率は年々変動があるものの、令和 3 年度及び 4 年度を除くと 50~60% 程度で推移している。
- 直近 2 年間は減少傾向を示しており、今後の動向を注視する必要がある。

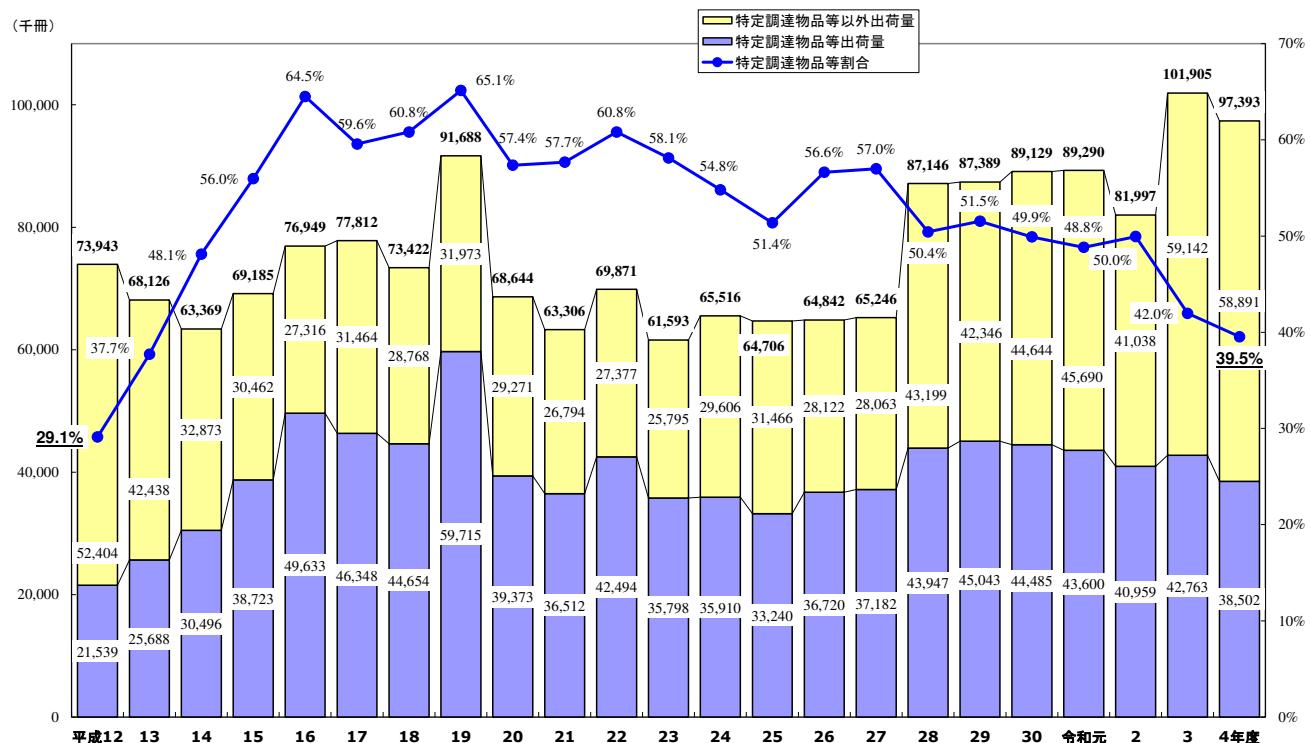


図 3-6 特定調達物品等の国内出荷量及び割合(プラスチック製ファイル)

◆ 紙製バインダー

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度は 73.9%、令和 4 年度は 97.4% となっており、引き続き非常に高い割合を維持している。しかし、国内出荷量及び特定調達物品等の出荷量は平成 16 年度頃より減少傾向にあり、一時は変動があるものの、概ね横ばいの状況となっていたが、平成 29 年度以降は再び減少傾向を示している。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当しており、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から、古紙パルプ配合率以外の環境負荷項目について検討を実施する必要がある。

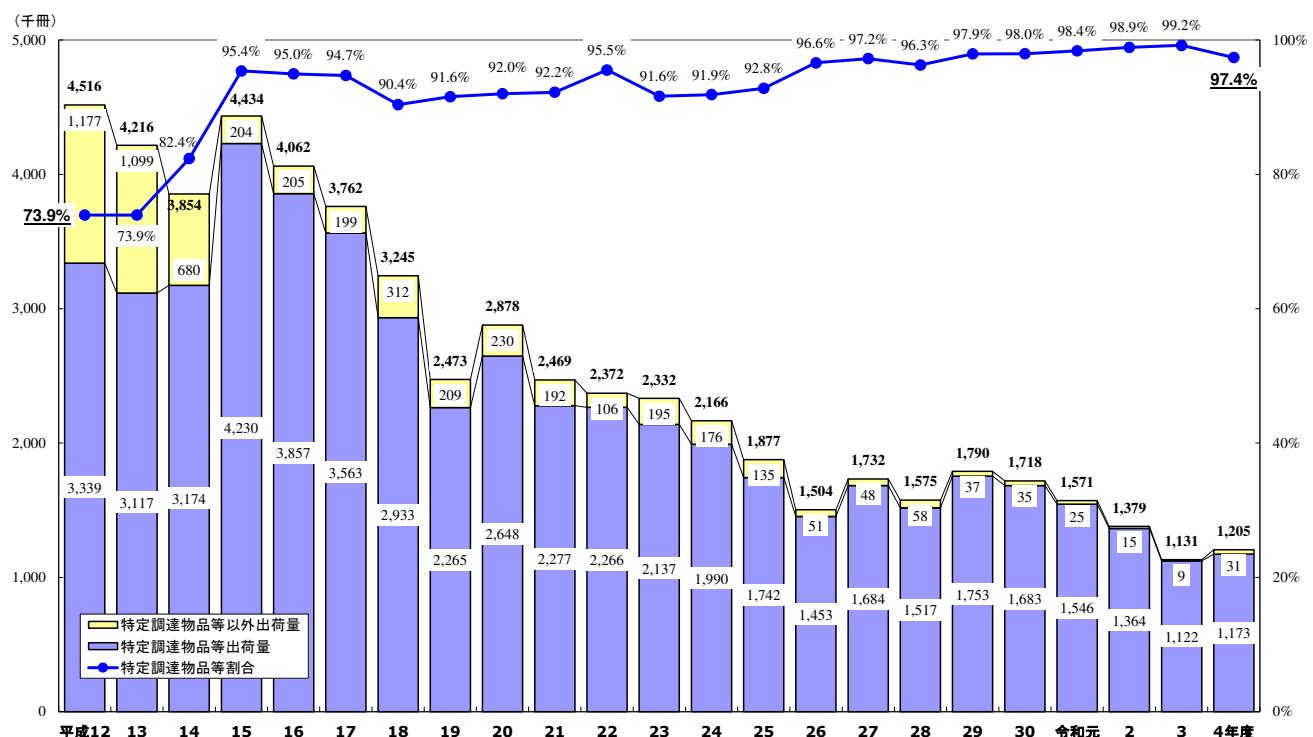


図 3-7 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（紙製バインダー）

◆ プラスチック製バインダー

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度は 57.7%、平成 27 年度は過去最高の 83.0%、平成 28 年度以降も 80% 前後で推移していたが、令和 3 年度は 67.3%、令和 4 年度は 69.9% となっており、平成 14 年度以降 70% を超える市場占有率を保ってきたところであるが、直近 2 年はやや下降している。

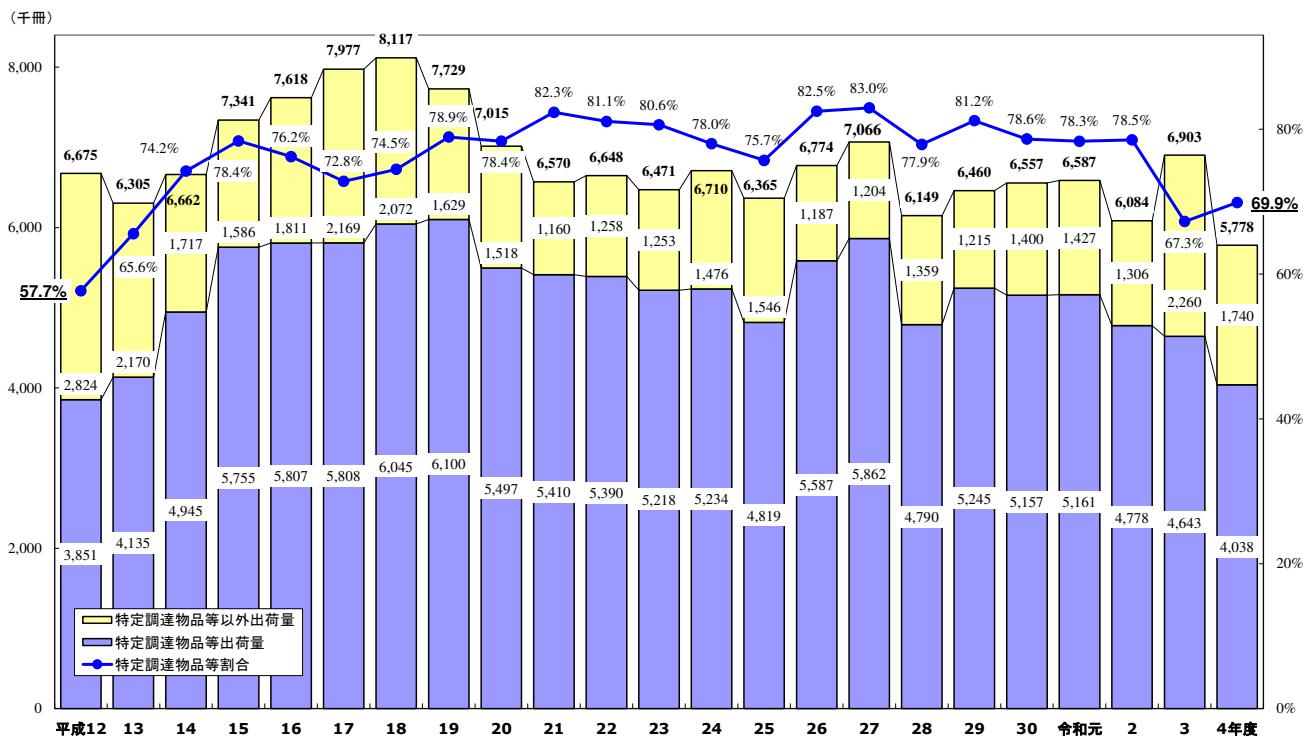


図 3-8 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（プラスチック製バインダー）

② 国内出荷量からみた環境負荷低減効果（試算）⁸³

◆ 紙製ファイル

紙製ファイルの判断の基準では、古紙パルプ配合率 70%以上が規定されているが、令和 4 年度において国内に出荷された特定調達物品等の紙製ファイルがすべてバージンパルプ 100% の製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用されるパルプ材の削減量を試算すると以下のとおりであり、約 266 千 m³の削減効果となる。

ファイル： 440.4（百万冊）×274（g/冊）×3.148（m³/t）×0.7=266（千 m³）
 （参考）195 千 t-CO₂ (=57.2 千 t-C) の二酸化炭素固定量に相当

◆ プラスチック製ファイル

プラスチック製ファイルでは、再生プラスチック使用量 40%以上が規定されているが、令和 4 年度において国内に出荷された特定調達物品等のプラスチック製ファイルがすべて再生プラスチックが配合されていない製品であった場合を想定し、これと比較して、原材料として使用されるプラスチックの削減量を試算すると以下のとおりであり、約 3 千 tの削減効果となる。

ファイル： 74,582（千冊）×100（g/冊）×0.4=2,983（t）
 （参考）焼却処理された場合 8.2 千 t-CO₂ の二酸化炭素が排出

⁸³ 特定調達物品等に係る国内販売量は、日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果から得られた補足率から推定している。

(1) - 3 文具類（定規、ステープラー）

定規及びステープラーに係る市場形成状況⁸⁴は、以下のとおり。

◆ 定規

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度は 2.2%⁸⁵、平成 23 年度及び平成 24 年度は 8.5%、平成 25 年度は 15.0%、平成 26 年度は 14.3%、平成 27 年度は 17.1%、平成 30 年度は 18.1%と上昇傾向にあり、令和元年度には 15.3%と一旦減少したが、令和 2 年度は 32.4%と大きく伸長し、令和 3 年度は 33.9%、令和 4 年度は 36.3%と過去最高となった。
- 国内出荷量については近年減少傾向を示している。

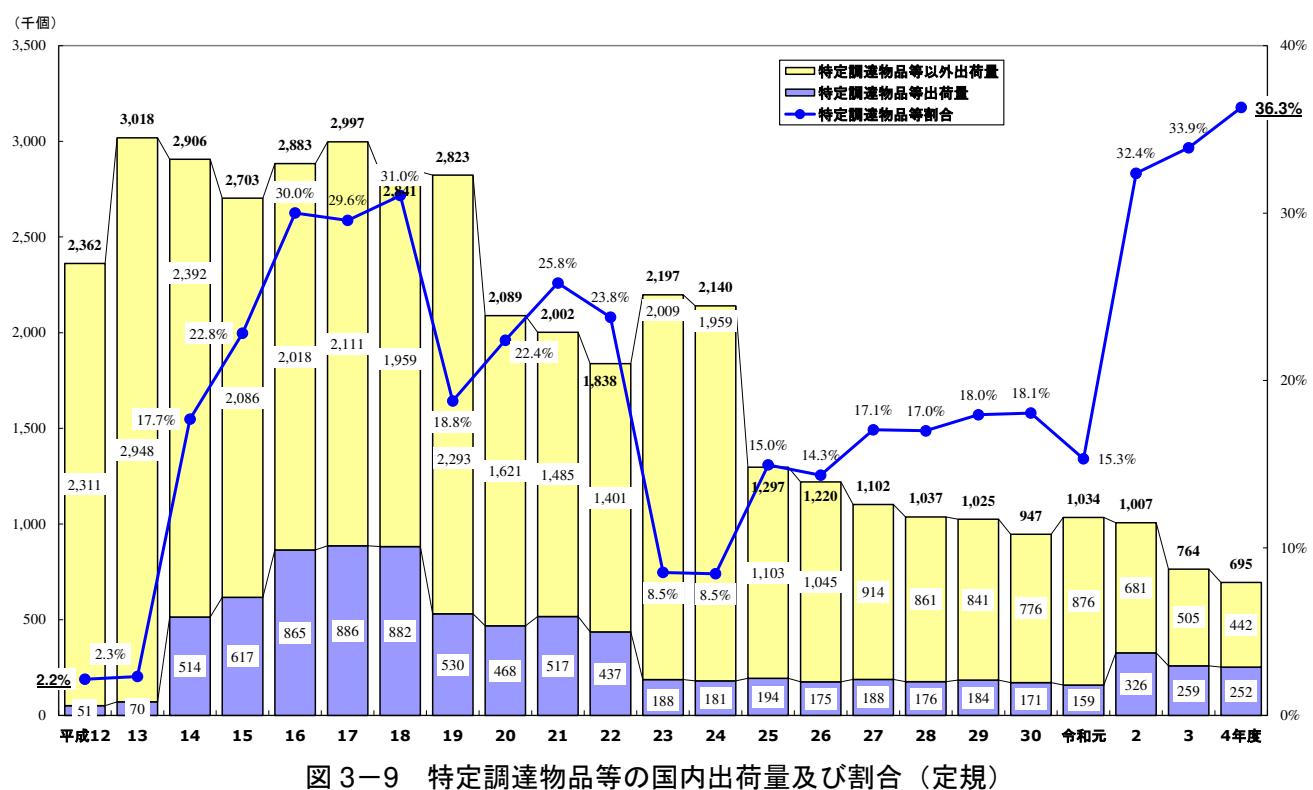


図 3-9 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（定規）

◆ ステープラー（汎用型及び汎用型以外合計）

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度の 15.6%から平成 22 年度は 96.2%となっており、約 6 倍以上に増加しており、平成 19 年度以降は 90%以上の極めて高い市場占有率となった。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当していたことから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 23 年度調達の基本方針から汎用型と汎用型以外に品目を分けるとともに、判断の基準の見直し⁸⁶を実施したところ、平成 23 年度以降と特定調達物品等の国内出荷量に占める割合が半減し、平成 27 年度の 47.2%から、平成 28 年度は 77.4%、平成 29 年度は 87.9%、平成 30 年度は 85.7%、令

⁸⁴ 資料：全日本文具協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果

⁸⁵ アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品等の国内出荷量（定規、ステープラーにおいて同じ。）

⁸⁶ 汎用型のステープラーについて再生プラスチック配合率を主要材料の 40%以上から 70%以上へ強化している。

和元年度は89.3%と増加し、令和2年度は78.9%と再び下降に転じたものの、令和3年度は88.7%、令和4年度は84.5%と高い水準を維持している。

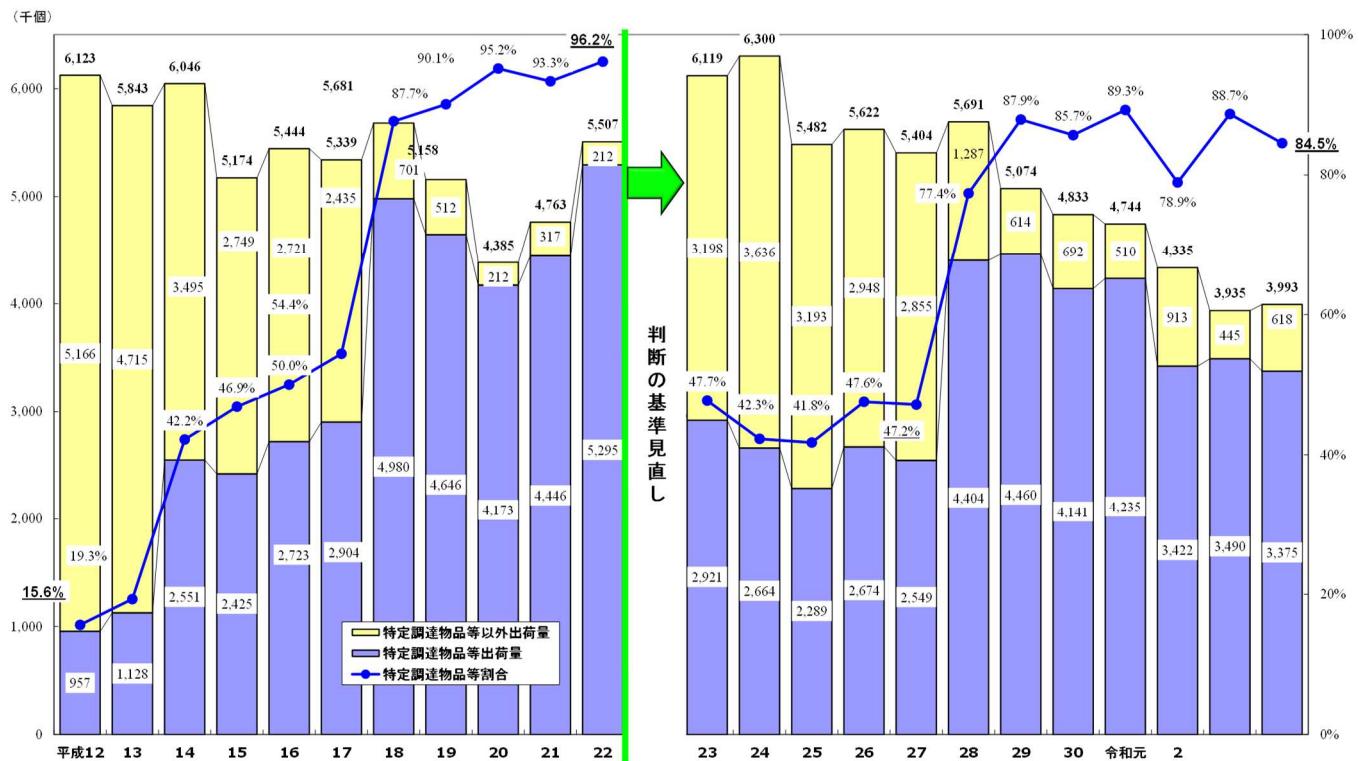


図3-10 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（ステークホルダー）

(2) オフィス家具等（いす、机）

いす及び机に係る市場形成状況⁸⁷は、以下のとおり。

◆ いす

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成19年度から令和4年度まで、令和2年度を除き90%以上を維持しており、極めて高い市場占有率で推移している。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成25年度調達の基本方針から新たな判断の基準を追加したところであるが、平成25年度以降は90%～95%程度の市場占有率で推移し、令和4年度においても92.3%であり、引き続き高い市場占有率を維持している。

⁸⁷ 資料：一般社団法人日本オフィス家具協会調査

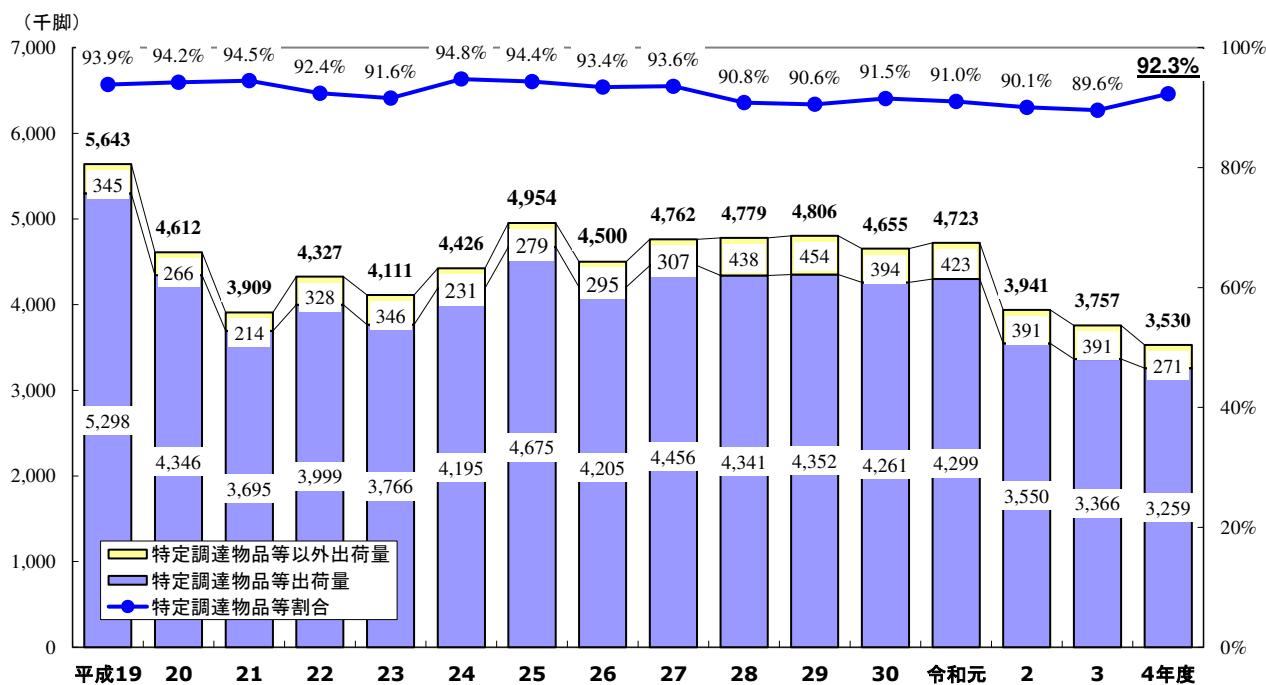


图 3-11 特定調達物品等の国内出荷量及び割合(いす)

◆ 机

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 19 年度から令和 4 年度まで 90%以上を維持しており、極めて高い市場占有率で推移している。
- 既にほとんどの製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 25 年度調達の基本方針から新たな判断の基準を追加したところであるが、平成 25 年度以降、95%以上の市場占有率で推移し、令和 4 年度においても 95.2%と、引き続き高い市場占有率となっている。

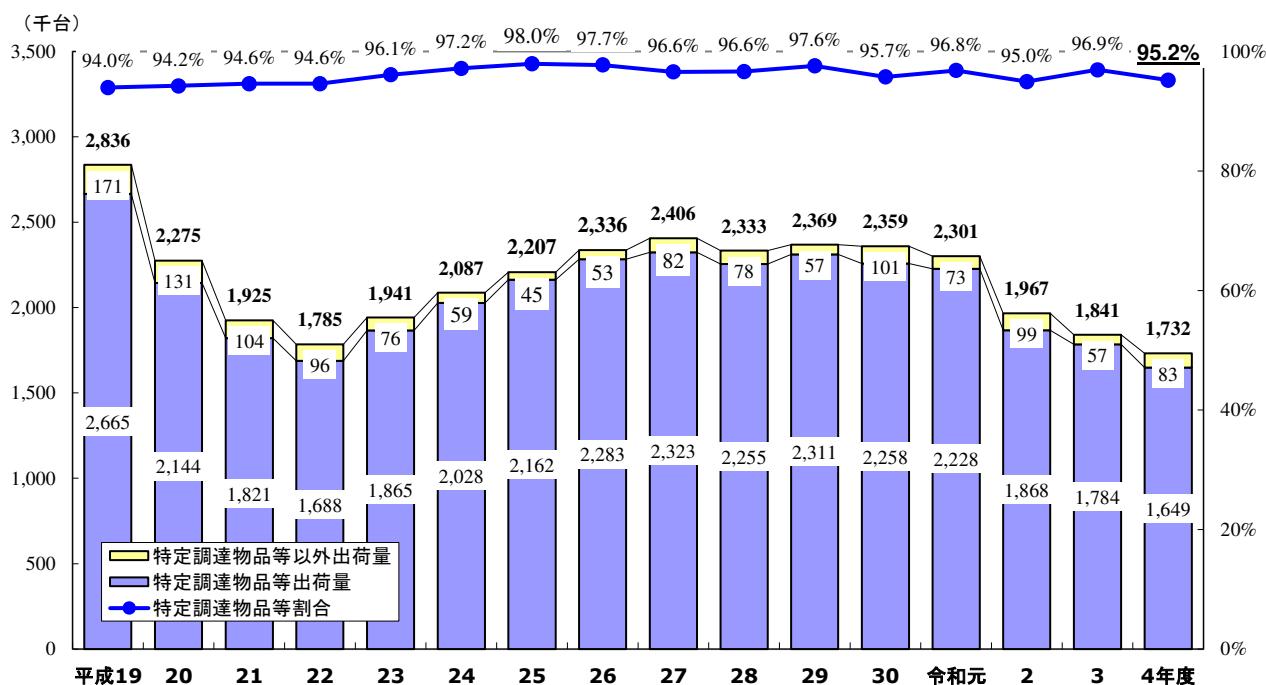


图 3-12 特定調達物品等の国内出荷量及び割合(机)

(3) 掛時計

掛時計に係る市場形成状況⁸⁸は、以下のとおり。

- 掛時計の国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、特定調達品目に追加される以前の平成 21 年度においては 2.6%、特定調達品目に追加された平成 22 年度は 3.0%、平成 23 年度は 4.0%、平成 24 年度は 4.2%、平成 25 年度は 3.9%、平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は 3 年連続で 3.0%であったが、平成 29 年度は 2.5%に減少し、平成 30 年度は 2.9%、令和元年度は 3.2%、令和 2 年度は 3.1%、令和 3 年度は 3.2%、令和 4 年度は 2.6%となっている。
- 現段階では特定調達物品等の市場占有率は低い状況にある。今後、国等の機関による初期需要の創出等に伴い、他の特定調達品目と同様に特定調達物品等の市場への供給が増加することが期待される。

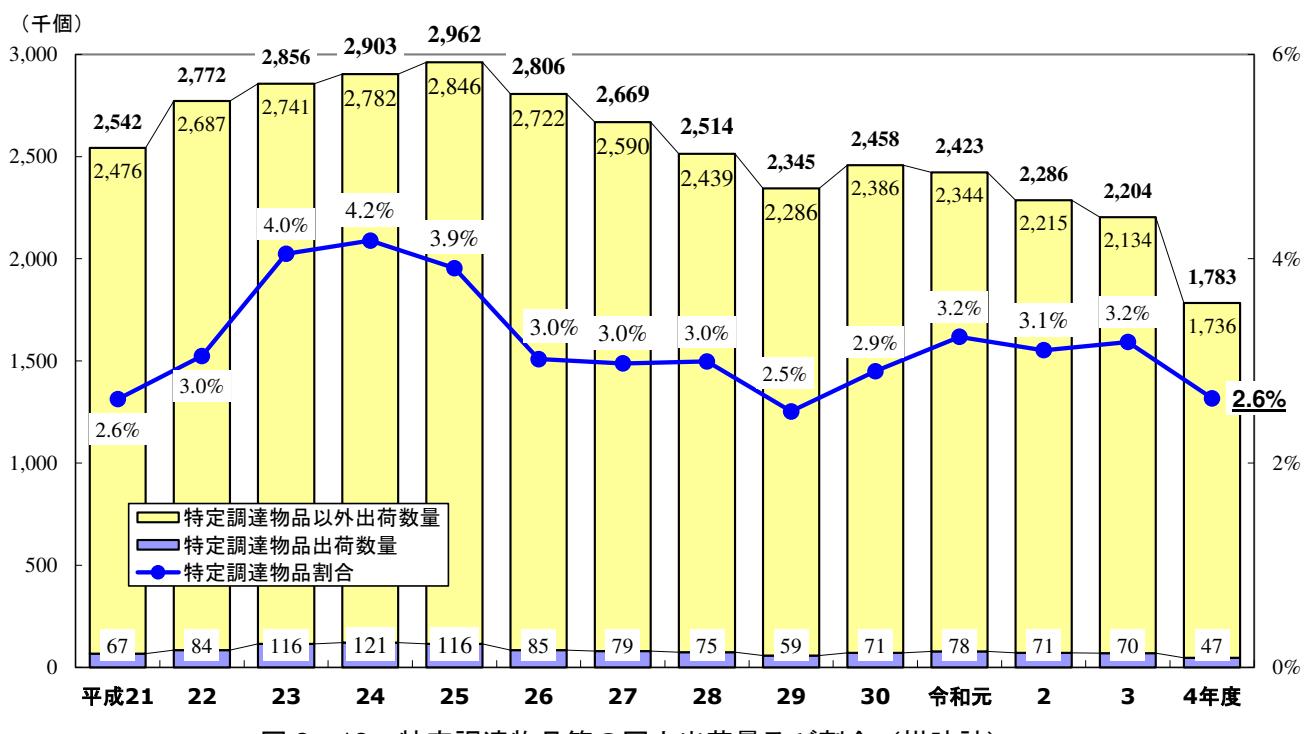


図 3-13 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（掛時計）

(4) 照明 (LED 照明器具)

LED 照明器具に係る市場形成状況⁸⁹は、以下のとおり。

- 従前の施設用照明器具の主流であった蛍光灯器具の国内出荷量は、平成 19 年度以降減少傾向を示し、特に平成 23 年度以降は出荷量の減少が顕著であった。
- 蛍光灯器具から LED 照明器具への切り替えが急速に進展しており、令和 4 年度の一般照明用器具の出荷量に占める LED 照明器具の割合は 97.9%となっている。
- 既に蛍光灯器具の製造から撤退を表明している事業者も多いことから、平成 30 年度から特定調達品目から削除したところである。

⁸⁸ 資料：一般社団法人日本時計協会調査

⁸⁹ 資料：一般社団法人日本照明工業会調査

- LED 照明器具（防災照明を含まない）の国内出荷量は、平成 24 年度に 23 百万台であったが、平成 28 年度以降は常に 60 百万台を超えており、11 年間で 2.8 倍の増加となっている（図 3-14 参照）。
- 平成 28 年度から令和 4 年度の国内出荷量は横ばいとなっており、新規導入（フロー）される照明器具の蛍光灯器具から LED 器具への切り替えは、概ね完了したことが現れている。

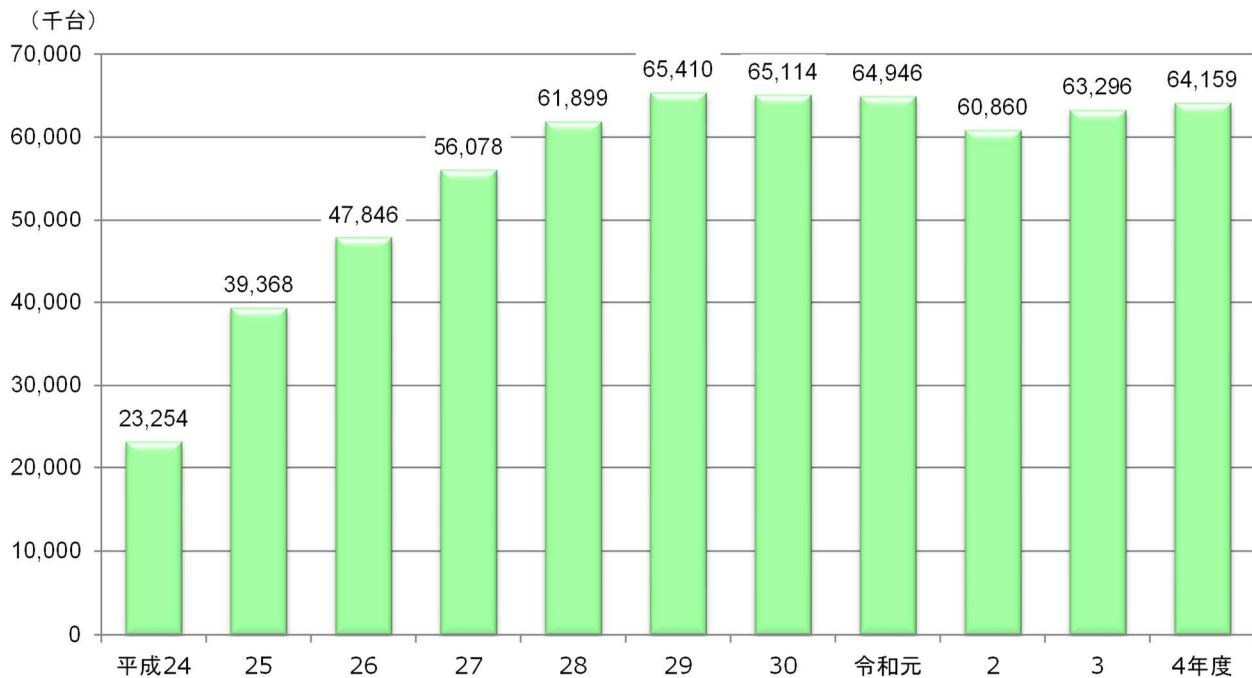


図 3-14 LED 照明器具の国内出荷量の推移⁹⁰

（5）照明（蛍光ランプ）⁹¹

① 40 形直管蛍光ランプ

40 形直管蛍光ランプの市場形成状況は、以下のとおり。

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成 12 年度は 37.0%、令和 4 年度は 78.7% となっており、平成 20 年度以降は 70% 以上を維持している。
- 相当数の製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成 23 年度調達の基本方針から判断の基準の見直しを実施したところである。
- 40 形直管蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形（Hf）ランプについて、平成 26 年度調達の基本方針から新たに判断の基準の設定を行ったところである。
- さらに「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、平成 26 年度調達の基本方針から水銀封入量に係る判断の基準の見直しを実施している。
- 40 形直管蛍光ランプについては、水俣条約への対応、国等の機関における LED 照

⁹⁰ 資料：一般社団法人日本照明工業会調査

⁹¹ 資料：一般社団法人日本照明工業会調査

明器具への切り替えの進展状況等を踏まえ、令和5年度の基本方針から削除した。

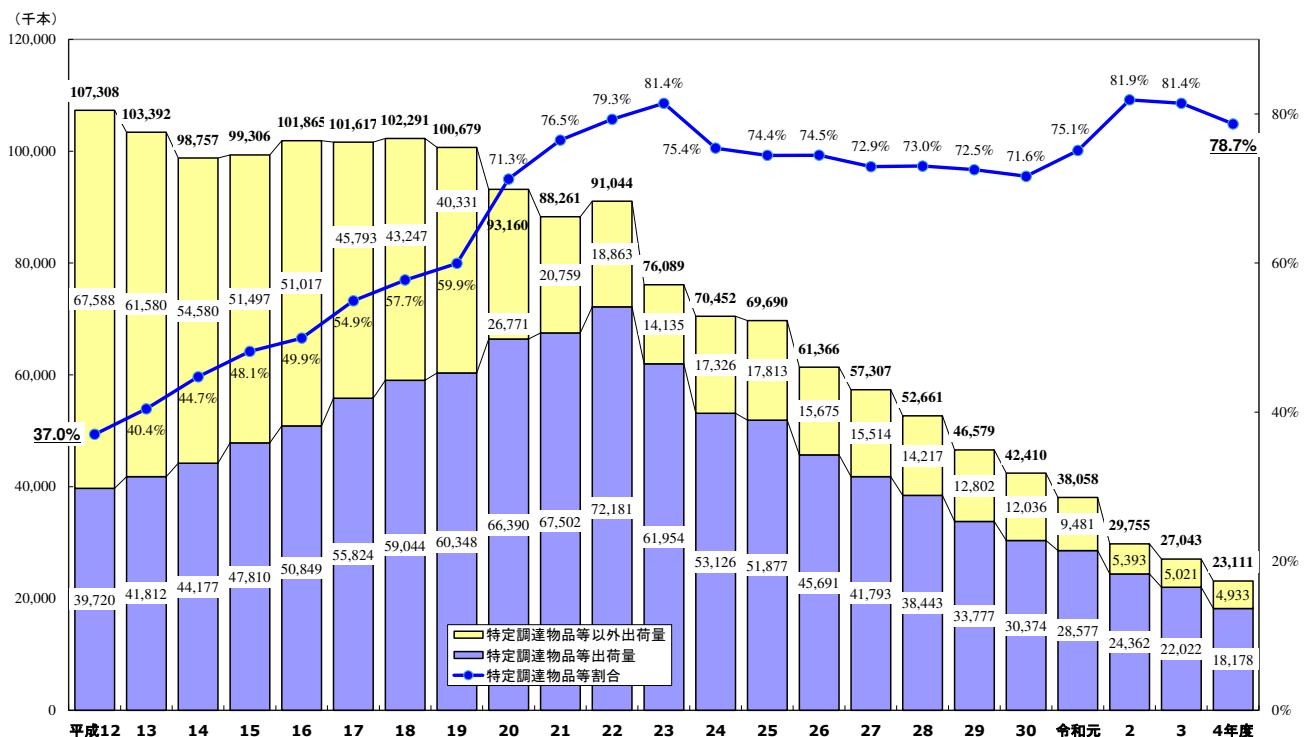


図 3-15 特定調達物品等の国内出荷量及び割合 (40形直管蛍光ランプ)

② 高周波点灯専用形 (Hf)

40形直管蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形 (Hf) ランプの市場形成状況は、以下のとおり。

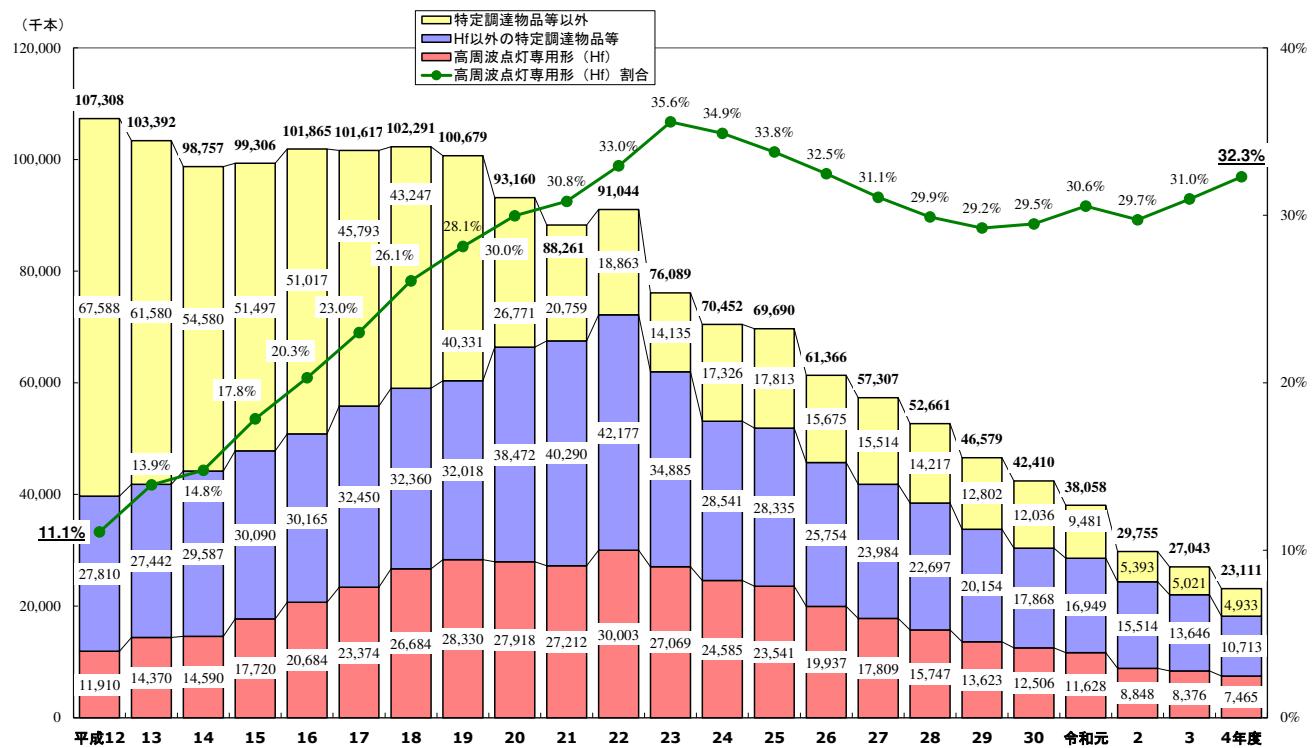


図 3-16 高周波点灯専用形 (Hf) の国内出荷量及び割合

- 40形直管蛍光ランプの国内出荷量に占める高周波点灯専用形（Hf）ランプの割合は、平成24年度から平成29年度にかけて漸減傾向にあったが、30%程度で横ばいの状況にあり、令和4年度においても32.3%となっている。
- 消耗品である蛍光ランプは、Hfインバータ方式器具と同様に、平成23年度以降高周波点灯専用形（Hf）ランプの国内出荷量が顕著な減少傾向を示しており、ストックとしてもLEDランプへの切り替えが進んでいる状況にある。
- 40形直管蛍光ランプについては、水俣条約への対応、国等の機関におけるLED照明器具への切り替えの進展状況等を踏まえ、令和5年度の基本方針から削除した。

（6）消火器

消火器に係る市場形成状況⁹²は、以下のとおり。

- 国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、平成18年度の46.0%から堅調に推移しており、平成25年度は前年度比やや減少したものの、平成27年度においては92.4%、平成29年度95.5%と極めて高い市場占有率となり、年々の変動はあるものの、令和4年度においても91.8%と高い市場占有率を維持している。
- 9割前後の製品が特定調達物品等に該当していることから、環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていくため、平成23年度調達の基本方針から判断の基準の見直しを実施したところであり、さらに環境配慮の進んだ物品への需要の転換を図っていく観点から、令和4年度の検討において判断の基準等の見直しについて検討を実施したところである。

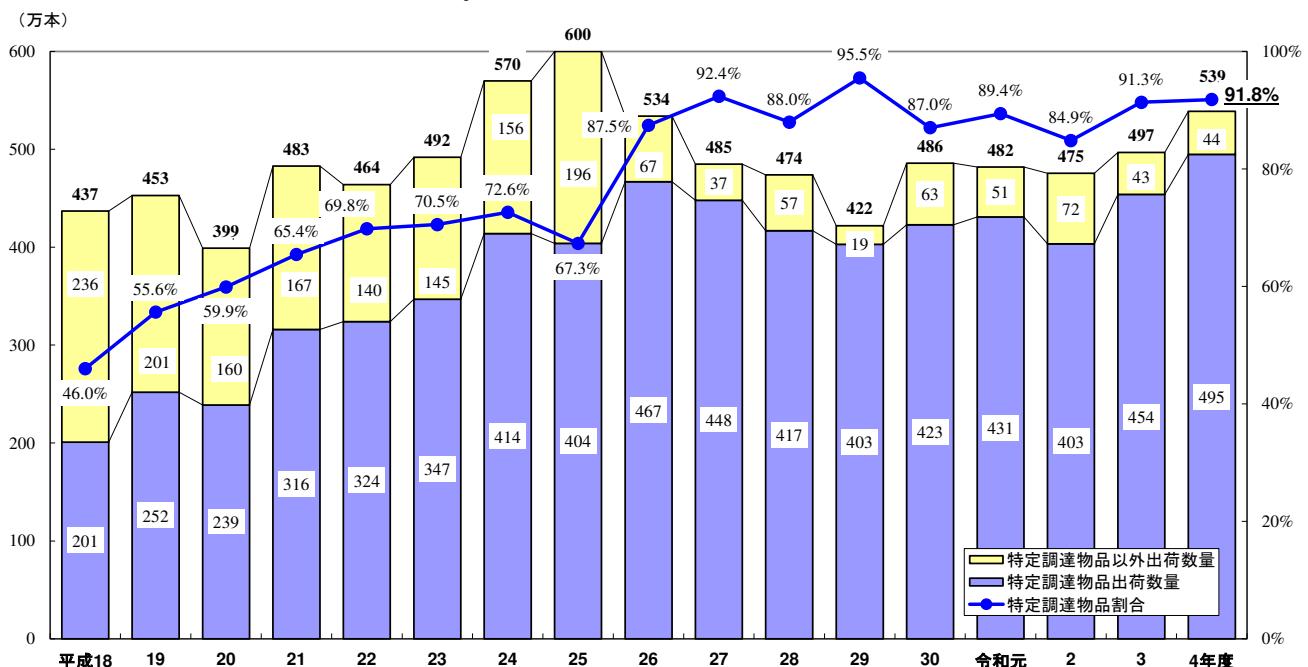


図3-17 特定調達物品等の国内出荷量及び割合（消火器）

⁹²一般社団法人日本消火器工業会調査

(7) 高炉セメント

① 市場形成状況

高炉セメントに係る市場形成状況⁹³は、以下のとおり。

- セメント全体の国内販売量は平成 9 年度以降顕著な減少傾向にある中で、高炉セメントのセメント全体に対する国内販売割合は平成 9 年度の 20.7%から平成 15 年度の 25.8%へ毎年度わずかずつ増加し、平成 16 年度以降は減少に転じていたが、平成 19 年度に再び増加傾向がみられ、平成 21 年度においては 25.8%と前年度比 1.4 ポイントの増加でピークとなった。直近の 3 箇年は、平成 28 年度は 20.0%、平成 29 年度は 18.9%、平成 30 年度は 19.5%、令和元年度は 20.0%、令和 2 年度は 20.5%、令和 3 年度は 20.2%、令和 4 年度は 18.8%と横ばい傾向となっている。
- 高炉セメントの生産量のうち B 種⁹⁴の割合は平成 12 年度 99.5%、平成 13 年度～平成 16 年度 99.8%、平成 17 年度、平成 18 年度は 99.6%、平成 19 年度以降は 99.9%超であり、高炉セメントの生産量のほぼすべてが判断の基準に適合する。

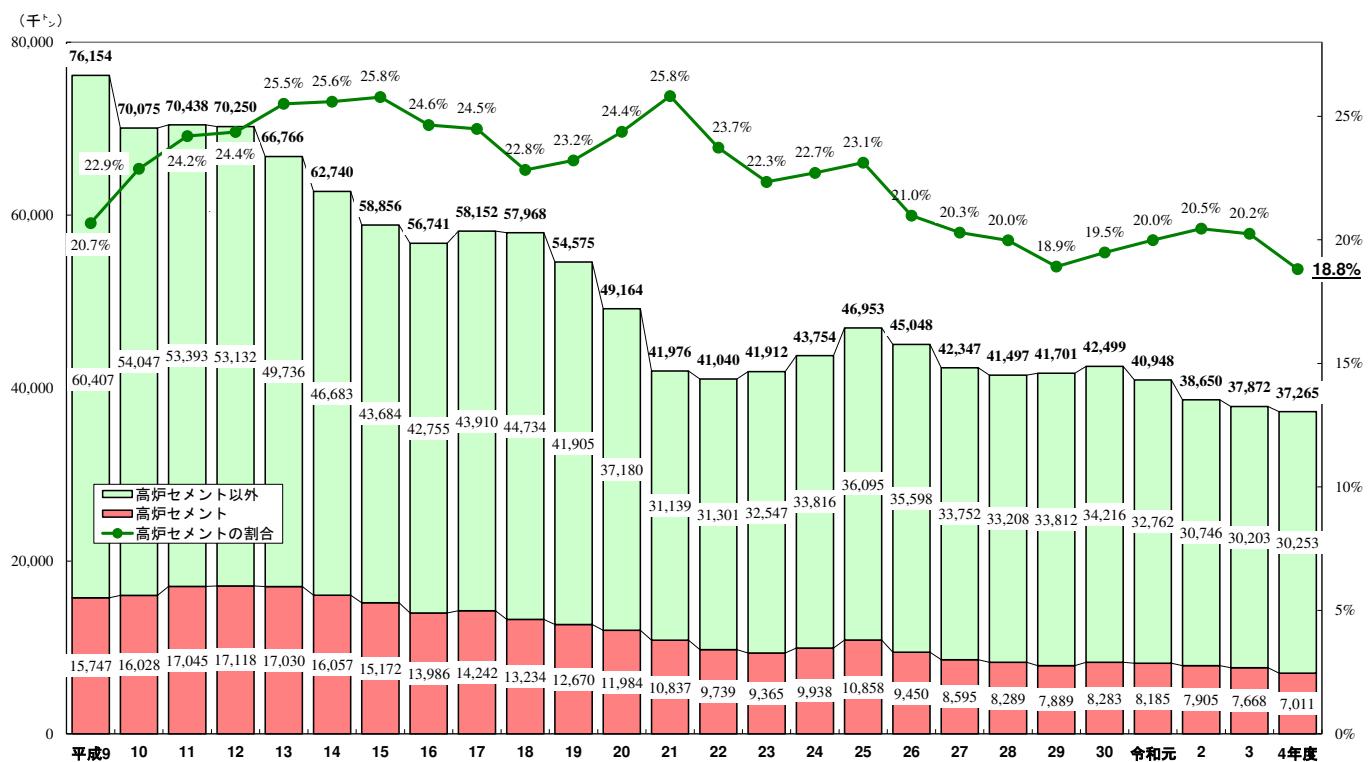


図 3-18 セメント及び高炉セメントの国内販売量の推移等

② 国内販売量からみた環境負荷低減効果（試算）

令和 4 年度において国内で販売された高炉セメントについて、セメントを高炉スラグに置き換える（高炉スラグ配合率 45%で試算）ことにより得られるセメント製造時の二酸化炭素排出量の年間削減量を試算すると約 1,275 (千 t-CO₂)となる。

⁹³ 資料：窯業・建材統計年報、セメントハンドブック、鐵鋼スラグ協会調査

⁹⁴ 高炉スラグ配合率 30%超～60%以下

【二酸化炭素排出削減量の試算】

高炉セメント

$$7,011 \text{ (千t)} \times 0.45 \times 0.417 \text{ (t-CO}_2/\text{t)} \times 0.969 = \underline{1,275} \text{ (千 t-CO}_2)$$

4. グリーン購入法施行前後における特定調達物品等の市場占有率の推移

グリーン購入法施行前の平成 12 年度と令和 4 年度における特定調達物品等の国内販売量等に占める割合の推移は、図 4-1 のとおり⁹⁵。

令和 4 年度における特定調達物品等の市場占有率は、いずれの品目においても平成 12 年度より上昇しており、グリーン購入法に基づく国等の機関の初期需要の創出に伴う市場形成効果が顕著に現れているものと推察される。

令和 4 年度において特定調達物品等の市場占有率が 60% を超えている品目は、蛍光ランプ（特定調達物品等の市場占有率 78.7%）、ステープラー（同 96.2%）及びプラスチック製バインダー（同 69.9%）である。これらの品目のうち、蛍光ランプ⁹⁶については、平成 23 年度調達の基本方針から判断の基準の見直しを実施するとともに、平成 26 年度調達の基本方針において高周波点灯専用形（Hf）ランプ係る判断の基準を新たに設定し、40 形直管蛍光ランプについては「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀封入量に係る判断の基準を強化した。

このように、市場占有率が高くなっている品目については、隨時、判断の基準等に関する検討を行い、適宜見直しを実施している。

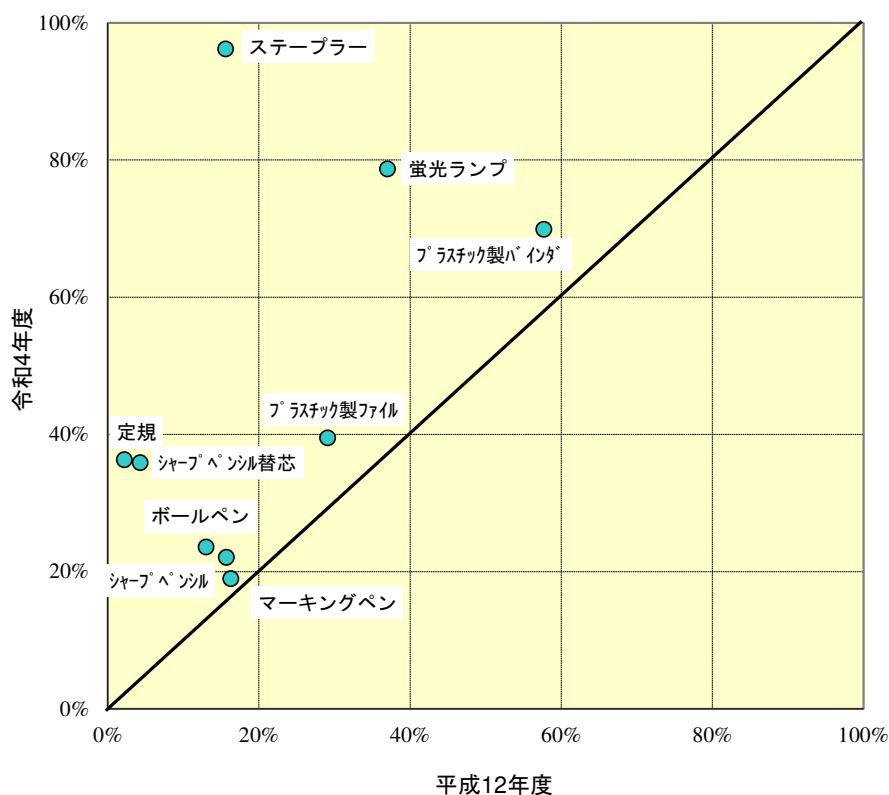


図 4-1 グリーン購入法施行前後における特定調達物品等の市場占有率の推移

⁹⁵ 紙類及び紙製品については、古紙パルプ配合率の偽装の発覚に伴い、グリーン購入法施行前の平成 12 年度における特定調達物品等の市場占有率の把握が困難であることから、推移を示していない。

⁹⁶ 40 形直管蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプについては、水俣条約への対応、国等の機関における LED 照明器具への切り替えの進展状況等を踏まえ、令和 5 年度の基本方針から品目の削除を行った。

5. 国及び地方公共団体の取組による市場形成効果拡大への期待

(1) 国及び地方公共団体の経済活動

経済活動の主体としての国等の占める位置は大きく、令和4年度における我が国の名目の国内総生産（支出側）589兆4,622億円（財貨サービスの逆輸出を除く。）のうち、国の最終消費支出は18兆8,271億円（国内総生産（支出側）に占める割合は3.2%）、公的総資本形成は7兆5,260億円（同1.3%）であり、合計26兆3,531億円（同4.5%）となっている。同様に地方公共団体の場合は、最終消費支出が51兆7,166億円（同8.8%）、公的総資本形成が14兆4,139億円（同2.4%）の合計66兆1,305億円（同11.2%）となっている。これに社会保障基金、公的企業等の58兆8,225億円を合わせると、国及び地方公共団体において我が国の4分の1に当たる25.7%の経済活動を行っている。

このように、通常の経済活動の主体として大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び地方公共団体が果たす役割は極めて大きい。国及び地方公共団体が自ら率先してグリーン購入を推進し、これを呼び水とすることにより、さらに巨大な経済主体である民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換・莫大な波及効果を市場にもたらすことが期待される。

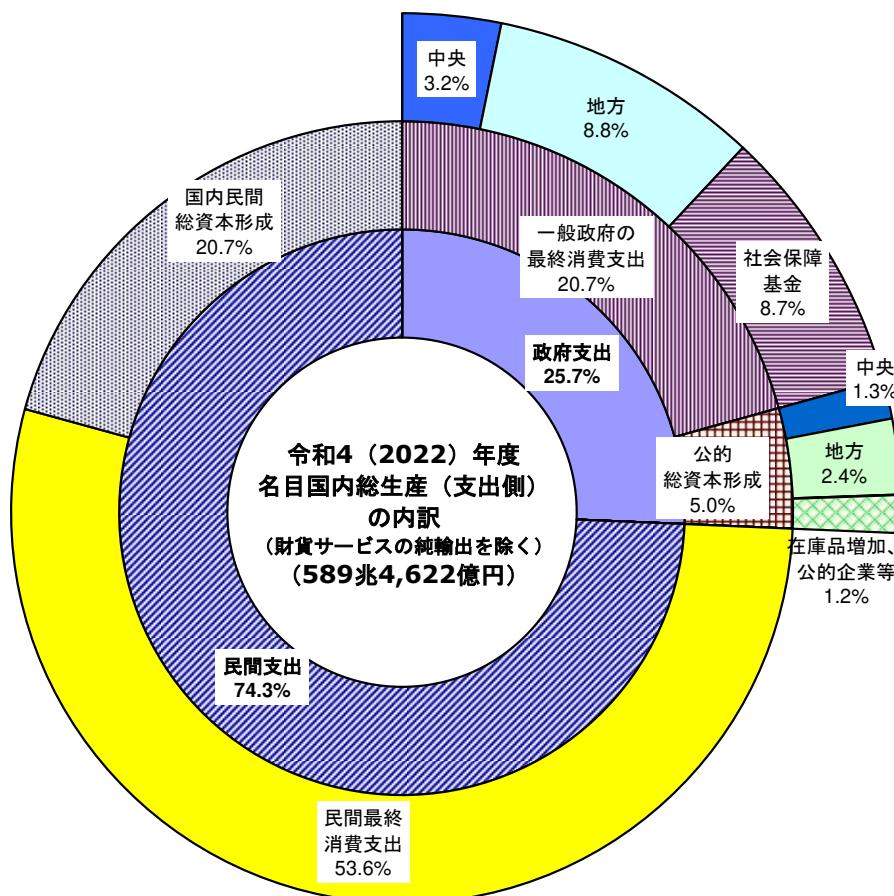


図5-1 令和4年度における名目国内総生産（支出側）の部門別勘定⁹⁷

⁹⁷ 資料：令和3年度国民経済計算

例えば、公共工事の高炉セメントのように、年によっては国等の機関の調達量が特定調達物品等の2割を占める品目については、直接的な市場形成に大きく貢献していることは明らかである。また、文具類のように、国等の機関の調達量が特定調達物品等の1%に満たない品目についても、平成12年度から令和4年度にかけて国内出荷量等に占める特定調達物品等の割合が倍増する品目があるなど急伸しており、グリーン購入の推進による公的機関の初期需要の創出がその大きな要因となっているものと考えられる。

（2）地方公共団体の取組推進による市場形成効果拡大への期待

令和4年度に地方公共団体を対象に実施した「グリーン購入に関するアンケート調査」結果によると、全体の29.7%の地方公共団体がグリーン購入に組織的⁹⁸な取組を実施している。規模別では、都道府県・政令市はすべての地方公共団体が調達方針を単独で策定しているが、区市では52.4%、町村では81.3%の地方公共団体が組織的に取り組んでいないと回答しており、地方公共団体ごとに取組状況の差がみられる。今後のさらなるグリーン購入の進展のためには、特に町村におけるグリーン購入の推進が極めて重要と考えられる。そのためには、グリーン購入の推進に向けた職員の意識の高揚、普及啓発及び推進体制の整備等が不可欠であり、国及び都道府県の適切な情報提供、指導・助言等が重要であると考えられることから、環境省においては、地方公共団体におけるグリーン購入の実施のための取組支援を実施しているところである。なお、平成21年度以降は、調達者向けに「グリーン購入の調達者の手引き」を作成⁹⁹し、判断の基準等の理解の促進を図ることにより、地方公共団体におけるグリーン購入の一層の推進につながるよう取組を推進している。

今後、我が国全体及び各地域におけるグリーン購入の市場の形成及び拡大のための牽引役としての地方公共団体の役割がより一層重要になるとともに、地方公共団体におけるグリーン購入のさらなる推進により、環境物品等への需要の転換が加速的に促されることが大いに期待される。

⁹⁸ 「単独の調達方針を策定」及び「他の計画を調達方針に位置付け」の合計

⁹⁹ 新たに追加された特定調達品目や判断の基準等の見直し、調達者の意見・質問等を踏まえ毎年度改訂